

兵庫労働局発表  
令和4年10月28日(金)  
午前8時30分 解禁

【照会先】  
職業安定部職業安定課  
職業安定課長 藤井 直哉  
地方労働市場情報官 矢口 敬一  
電話 078-367-0792

## 一般職業紹介状況(令和4年9月分)

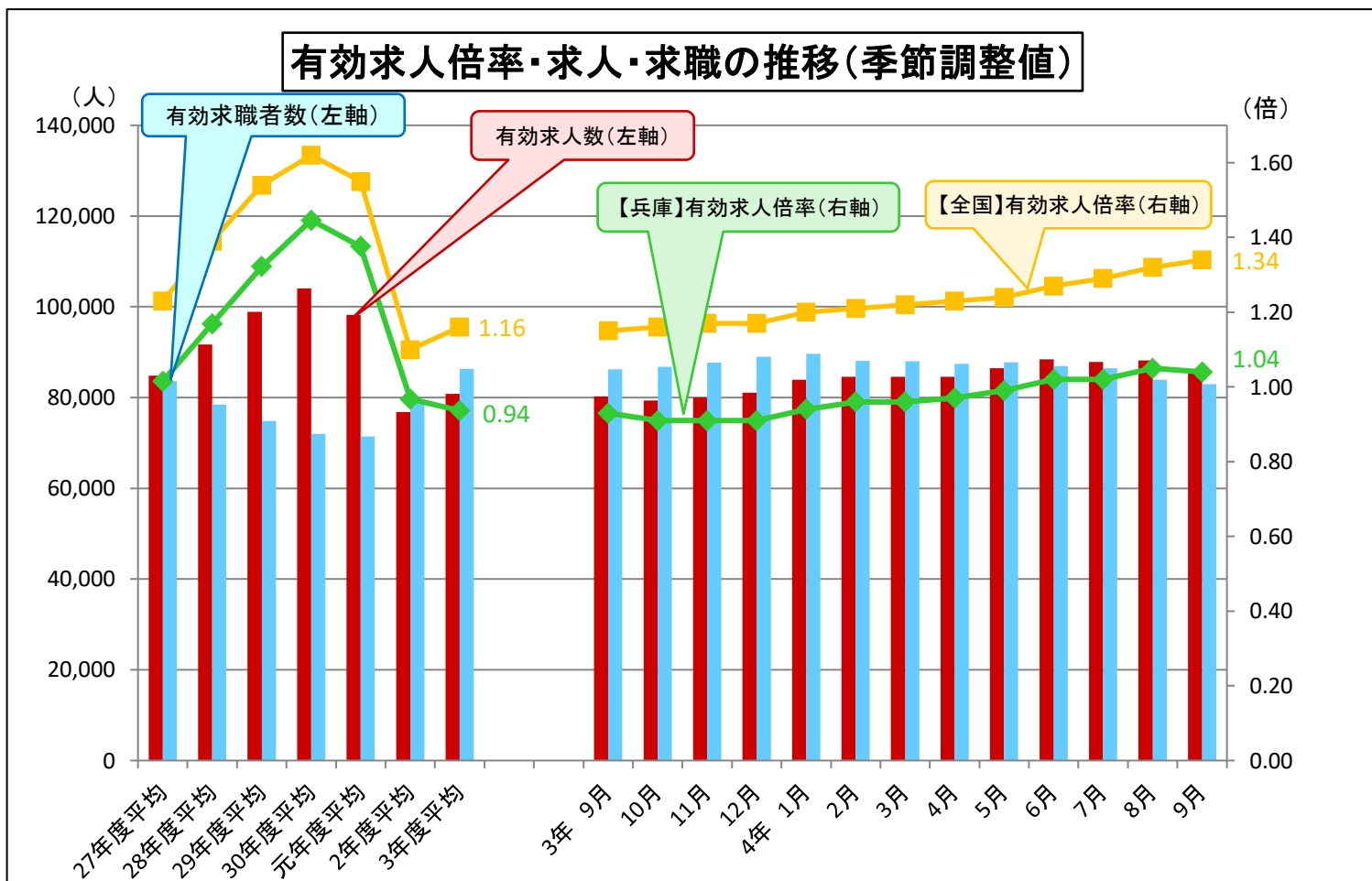
～県内の雇用情勢の概況～

### 有効求人倍率等(季節調整値)の動向

◎ 有効求人倍率は1.04倍で、前月と比べて0.01ポイント下回りました。

- 有効求人数は86,306人で、前月と比べて2.1%減となりました。
- 有効求職者数は82,965人で、前月と比べて1.1%減となりました。
- 新規求人倍率は1.79倍で、前月と比べて0.07ポイント下回りました。

◎ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回るなど、持ち直しの動きがみられる。  
新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



(注) 年度平均の数値は原数値で月別の数値は季節調整値である。令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

次回公表予定日 令和4年11月29日(火)

本資料における令和3年9月以降の数値については、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う「オンライン登録者」及び「オンライン自主応募による就職件数」等が含まれている。(2頁の「令和3年9月以降の数値について」参照)

## 前月との比較(季節調整値)

### 1 新規求人・新規求職の動き

新規求人数は29,235人で、前月比1.1%増と2か月ぶりに増加し、新規求職者数は16,288人で、前月比4.8%増と5か月ぶりに増加しました。

今月の新規求人倍率は1.79倍となり、前月と比べて0.07ポイント下回りました。

### 2 有効求人・有効求職の動き

有効求人数は86,306人で、前月比2.1%減と2か月ぶりに減少し、有効求職者数は82,965人で、前月比1.1%減と4か月連続して減少しました。

今月の有効求人倍率は1.04倍となり、前月と比べて0.01ポイント下回りました。

第1表 求人・求職・求人倍率の状況(時系列)(季節調整値)

	新規求人数		新規求職者数		新規求人倍率		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率	
		前月比		前月比		前月差		前月比		前月比		前月差
3年 9月	28,474	3.0	16,209	▲ 3.8	1.76	0.12	80,262	▲ 0.2	86,204	0.8	0.93	▲ 0.01
10月	28,159	▲ 1.1	16,554	2.1	1.70	▲ 0.06	79,368	▲ 1.1	86,816	0.7	0.91	▲ 0.02
11月	27,596	▲ 2.0	16,684	0.8	1.65	▲ 0.05	80,010	0.8	87,664	1.0	0.91	0.00
12月	28,912	4.8	16,765	0.5	1.72	0.07	81,037	1.3	88,988	1.5	0.91	0.00
4年 1月	30,573	5.7	16,778	0.1	1.82	0.10	83,898	3.5	89,649	0.7	0.94	0.03
2月	28,316	▲ 7.4	15,394	▲ 8.2	1.84	0.02	84,622	0.9	88,068	▲ 1.8	0.96	0.02
3月	29,487	4.1	16,662	8.2	1.77	▲ 0.07	84,570	▲ 0.1	88,046	▲ 0.02	0.96	0.00
4月	30,915	4.8	16,881	1.3	1.83	0.06	84,611	0.05	87,439	▲ 0.7	0.97	0.01
5月	30,327	▲ 1.9	16,874	▲ 0.04	1.80	▲ 0.03	86,469	2.2	87,755	0.4	0.99	0.02
6月	30,290	▲ 0.1	16,818	▲ 0.3	1.80	0.00	88,412	2.2	86,947	▲ 0.9	1.02	0.03
7月	31,440	3.8	16,166	▲ 3.9	1.94	0.14	87,839	▲ 0.6	86,441	▲ 0.6	1.02	0.00
8月	28,922	▲ 8.0	15,549	▲ 3.8	1.86	▲ 0.08	88,146	0.3	83,914	▲ 2.9	1.05	0.03
9月	29,235	1.1	16,288	4.8	1.79	▲ 0.07	86,306	▲ 2.1	82,965	▲ 1.1	1.04	▲ 0.01

※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。▲は減少である。

※令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

#### 令和3年9月以降の数値について

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月21日からハローワークに来所せずにオンライン上で求職登録(オンライン登録)を行うことや、ハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募(オンライン自主応募)することが可能になりました。

これに伴い、令和3年9月以降の統計については、オンライン登録者数や、オンライン自主応募による就職件数等が含まれます。

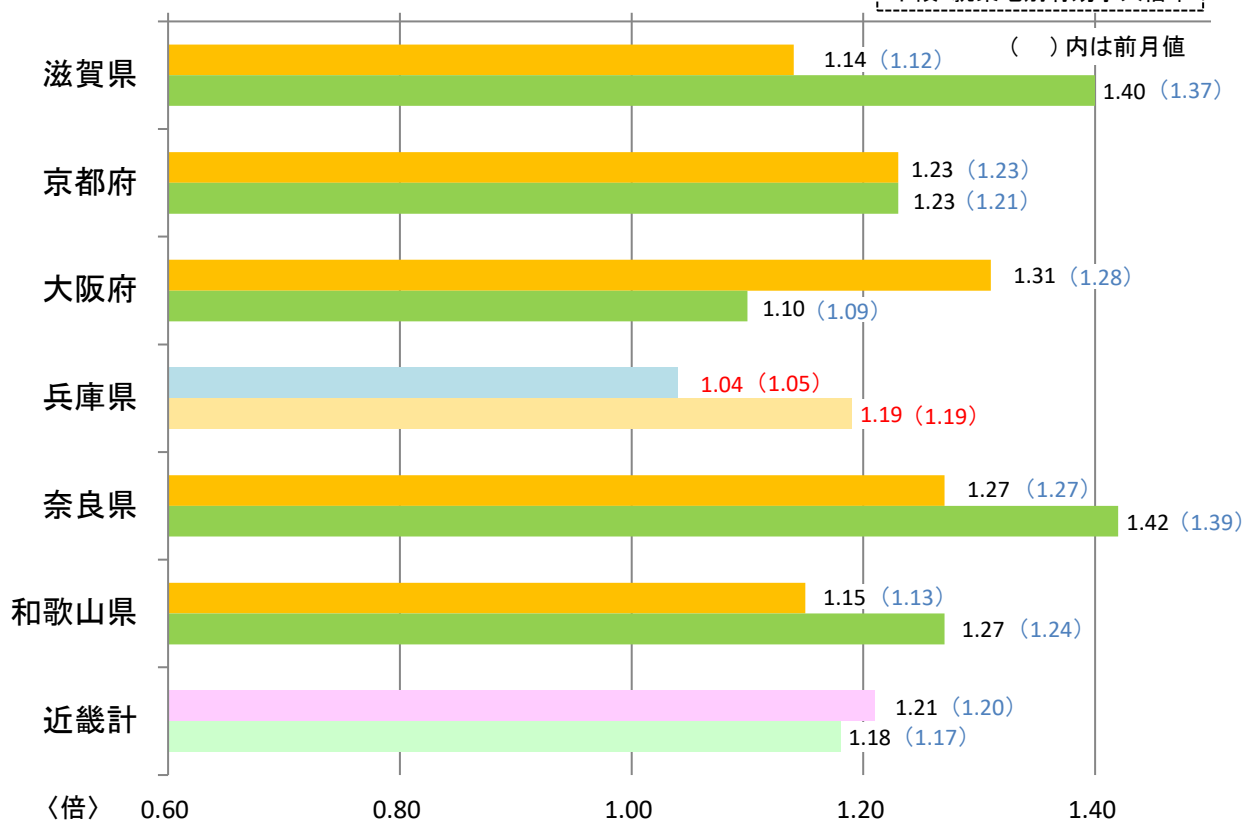
#### 【オンライン登録者・オンライン自主応募による件数等が含まれる指標】

- ・新規求職申込件数(新規求職者数)
- ・月間有効求職者数
- ・就職件数
- ・充足数
- ・その他、上記指標を用いて算出する指標(例:有効求人倍率、就職率)

## 近畿地域の有効求人倍率(季節調整値)

【令和4年9月】

上段: 受理地別有効求人倍率  
下段: 就業地別有効求人倍率



第2表 受理地別・就業地別有効求人倍率の推移(季節調整値)

### 【受理地別】有効求人倍率(季節調整値)

	3年				4年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
兵庫県	0.93	0.91	0.91	0.91	0.94	0.96	0.96	0.97	0.99	1.02	1.02	1.05	1.04
	▲0.01	▲0.02	0.00	0.00	0.03	0.02	0.00	0.01	0.02	0.03	0.00	0.03	▲0.01
近畿計	1.07	1.07	1.07	1.07	1.09	1.10	1.10	1.11	1.13	1.16	1.18	1.20	1.21
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01	0.00	0.01	0.02	0.03	0.02	0.02	0.01

### 【就業地別】有効求人倍率(季節調整値)

	3年				4年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
兵庫県	1.02	1.02	1.03	1.05	1.08	1.08	1.08	1.09	1.12	1.15	1.15	1.19	1.19
	▲0.01	0.00	0.01	0.02	0.03	0.00	0.00	0.01	0.03	0.03	0.00	0.04	0.00
近畿計	1.02	1.02	1.03	1.03	1.05	1.06	1.06	1.08	1.10	1.13	1.15	1.17	1.18
	0.00	0.00	0.01	0.00	0.02	0.01	0.00	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.01

※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。下段は前月差。

※令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(注) 受理地別求人数: 各地域(府県)内のハローワークで受理した求人数  
 就業地別求人数: 全国のハローワークで受理した求人のうち就業地が各地域(府県)内の求人数  

$$\left[ \begin{array}{l} \text{受理地別有効求人倍率} = \text{受理地別有効求人数} / \text{各地域(府県)内の有効求職者数} \\ \text{就業地別有効求人倍率} = \text{就業地別有効求人数} / \text{各地域(府県)内の有効求職者数} \end{array} \right]$$

## 前年同月との比較(原数値)

### 1 求人の動き

新規求人数は30,042人で、684人(2.3%)増と12か月連続して増加しました。

この新規求人数を産業別にみると、主要産業で増加したのは、「医療,福祉」696人(8.1%)、「卸売業,小売業」461人(14.1%)、「生活関連サービス業,娯楽業」300人(39.4%)などです。

一方、減少したのは、「宿泊業,飲食サービス業<sup>(注)</sup>」799人(32.5%)、「建設業」180人(6.4%)などです。

なお、有効求人数は86,375人で、6,130人(7.6%)増と17か月連続して増加しました。

(注)「宿泊業,飲食サービス業」については、令和3年10月に県外へ移転した全国チェーンの飲食店を運営するグループ企業からの求人の影響を考慮する必要がある。

### 2 求職の動き

新規求職者数は15,506人で、68人(0.4%)増と3か月ぶりに増加しました。

この新規求職者数を雇用形態別にみると、一般常用希望者は9,274人で、19人(0.2%)減と3か月連続して減少し、常用的パート希望者は6,164人で、97人(1.6%)増と3か月ぶりに増加しました。

また、一般常用希望者のうち、事業主都合離職者は1,235人で、46人(3.6%)減と4か月連続して減少しました。

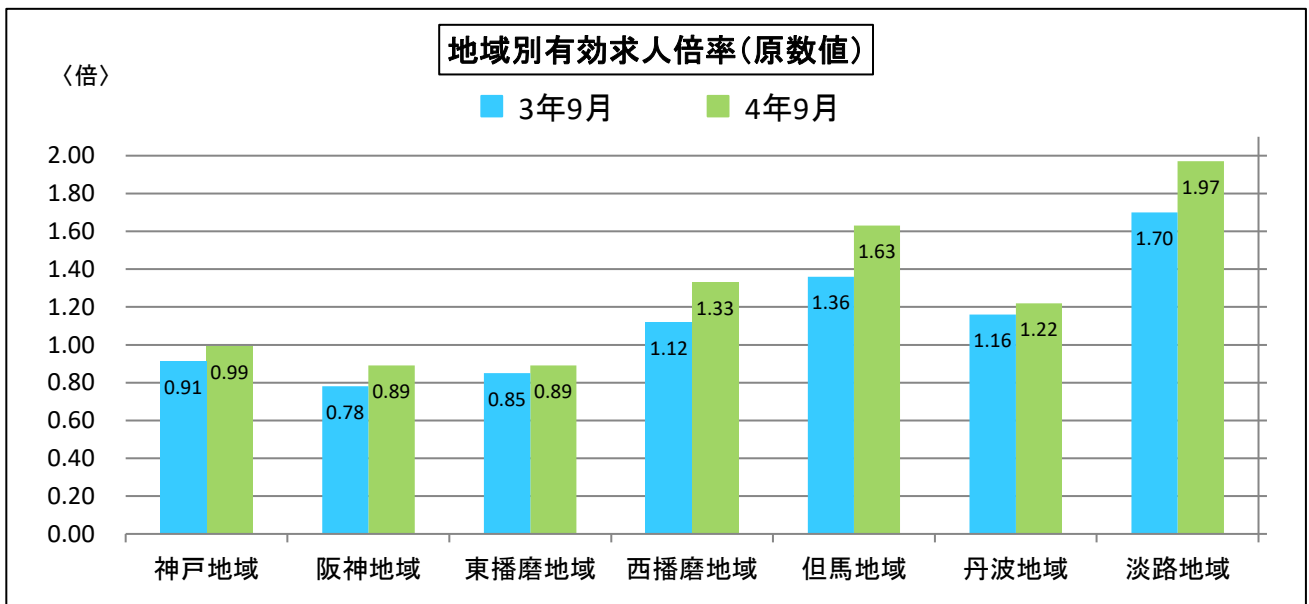
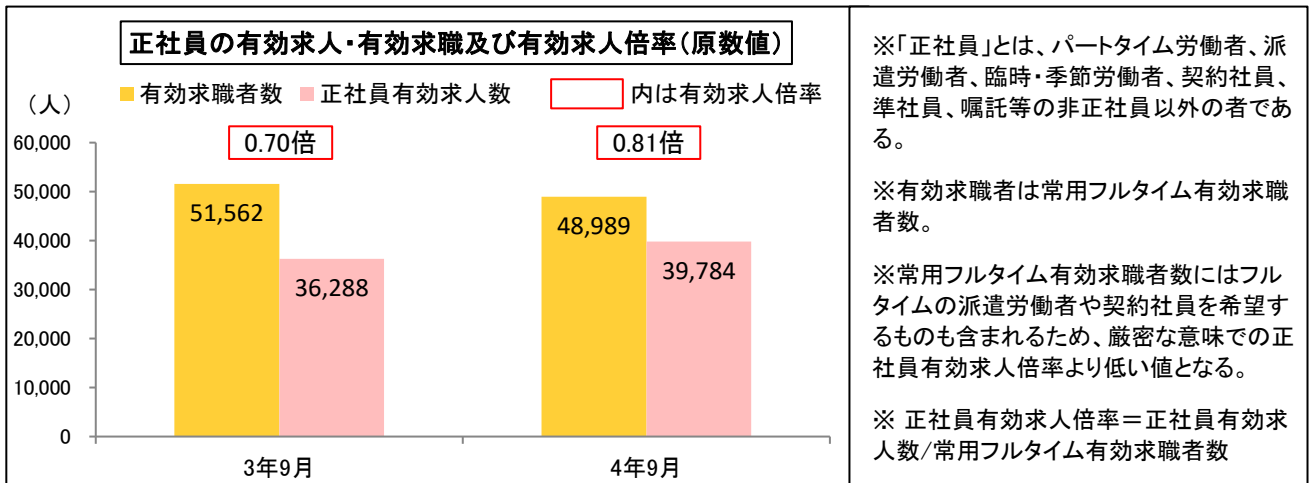
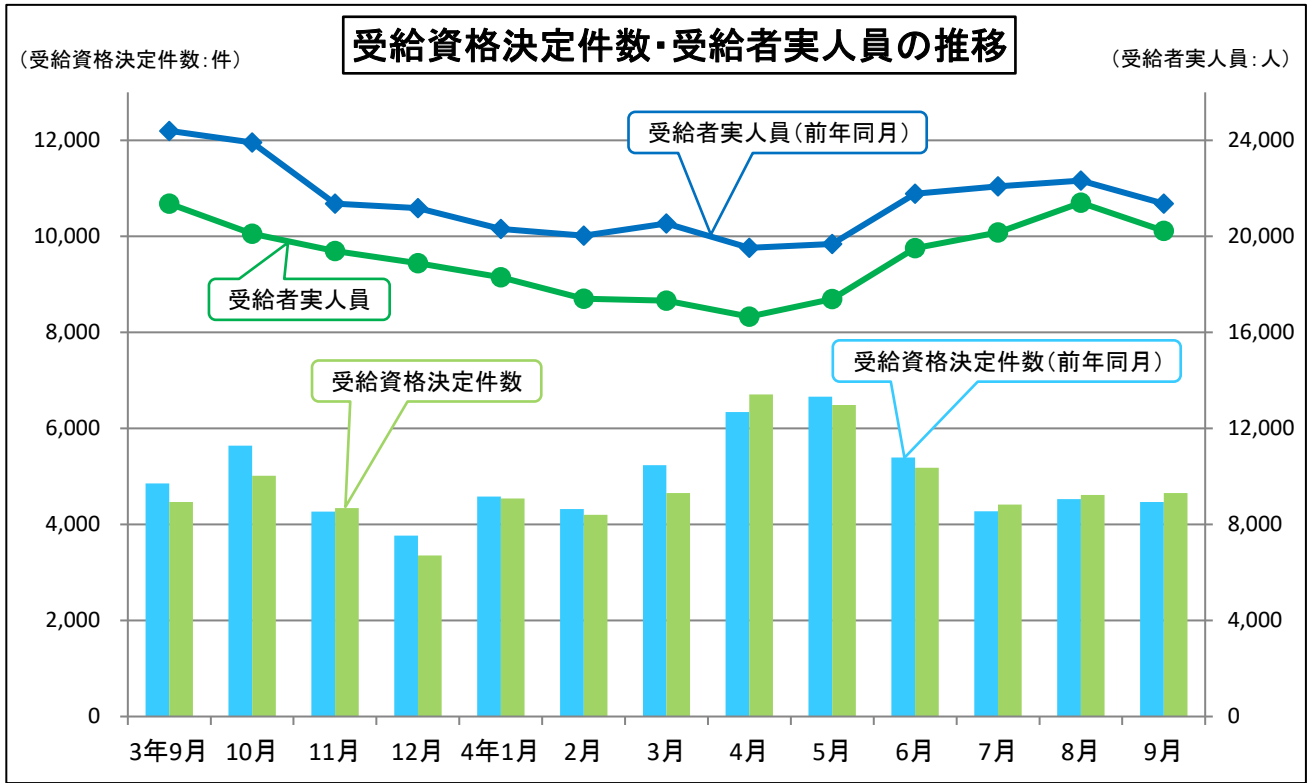
なお、有効求職者数は83,197人で、3,174人(3.7%)減と2か月連続して減少しました。

第3表 求人・求職・求人倍率等の状況(時系列)(原数値)

	新規求人数		新規求職者数		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		雇用保険 被保険者数
		前年度(前年 同月)比		前年度(前年 同月)比		前年度(前年 同月)比		前年度(前年 同月)比	前年度差	前年度(前年 同月)比	
令和元年度	33,517	▲ 6.9	15,962	▲ 3.5	98,234	▲ 5.6	71,398	▲ 0.8	1.38	▲ 0.07	1.1
令和2年度	26,812	▲ 20.0	15,663	▲ 1.9	76,824	▲ 21.8	79,387	11.2	0.97	▲ 0.41	0.5
令和3年度	28,235	5.3	16,233	3.6	80,846	5.2	86,313	8.7	0.94	▲ 0.03	▲ 0.3
3年 9月	29,358	▲ 0.5	15,438	3.4	80,245	4.7	86,371	5.0			0.2
10月	30,617	7.3	16,867	2.7	80,527	1.5	87,634	3.9			0.1
11月	26,540	2.1	14,798	17.7	81,888	3.2	86,663	6.2			0.1
12月	28,398	5.3	12,307	10.0	82,009	5.2	82,737	6.8			▲ 0.1
4年 1月	32,395	14.3	17,424	12.2	84,745	8.3	83,338	8.8			▲ 0.2
2月	28,477	3.5	15,791	2.3	86,568	9.1	83,964	7.7			▲ 0.2
3月	30,664	3.1	18,128	0.3	87,885	7.7	87,984	5.6			▲ 0.3
4月	30,226	11.3	22,749	1.3	85,212	7.4	92,729	3.5			▲ 0.9
5月	26,839	13.6	17,419	21.5	83,849	10.6	93,161	5.1			▲ 0.7
6月	30,896	9.1	16,884	4.8	85,335	12.0	91,546	4.2			▲ 0.4
7月	30,377	10.4	14,965	▲ 3.1	84,870	10.5	86,882	2.3			▲ 0.3
8月	28,326	10.1	15,417	▲ 1.8	86,603	10.8	85,030	▲ 1.2			▲ 0.2
9月	30,042	2.3	15,506	0.4	86,375	7.6	83,197	▲ 3.7			▲ 0.2

※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。各年度は月平均値(ただし、雇用保険被保険者数は期末現在の数値)。

▲は減少である。



第4表 地域別新規求人・新規求職・有効求人倍率の状況(原数値)

○ 地域別新規求人数

	3年9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
神戸	10,206 ▲ 0.5	9,220 ▲ 8.8	8,520 ▲ 10.4	9,491 0.8	10,149 3.6	9,369 ▲ 1.7	10,090 ▲ 6.2	9,840 4.2	8,585 10.3	10,201 3.6	9,934 10.4	9,034 5.7	9,384 ▲ 8.1
阪神	6,250 ▲ 10.9	7,989 20.9	6,359 12.5	6,254 2.0	7,510 16.1	6,733 7.5	6,874 10.7	6,953 9.4	6,352 12.9	7,028 20.2	6,751 6.4	6,972 15.9	7,018 12.3
東播磨	4,510 11.6	4,710 24.0	4,488 0.0	4,135 7.0	5,263 31.3	4,496 0.4	4,553 6.4	4,502 14.7	4,263 13.3	4,341 3.2	4,843 11.6	4,357 5.8	4,221 ▲ 6.4
西播磨	5,023 ▲ 1.8	5,681 12.8	4,296 6.8	5,116 8.8	5,886 16.8	4,730 0.9	5,688 9.7	5,449 15.9	4,668 11.4	5,768 14.8	5,195 2.3	4,941 12.0	5,977 19.0
但馬	1,653 8.9	1,596 10.3	1,324 18.0	1,825 32.3	1,825 30.0	1,516 26.9	1,813 16.3	1,742 31.0	1,372 36.0	1,840 16.5	1,706 22.8	1,420 17.5	1,827 10.5
丹波	769 23.8	645 5.0	664 23.6	668 8.6	908 9.0	734 15.2	757 ▲ 1.4	769 18.5	613 20.7	783 4.7	839 30.5	614 ▲ 10.0	712 ▲ 7.4
淡路	947 1.4	776 ▲ 15.4	889 34.9	909 5.3	854 7.2	899 24.3	889 ▲ 9.1	971 27.6	986 32.0	935 ▲ 12.9	1,109 51.5	988 32.3	903 ▲ 4.6

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月比。

○ 地域別新規求職者数

	3年9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
神戸	5,034 6.8	5,641 12.4	5,034 31.3	4,217 18.3	5,862 22.8	5,566 14.4	6,084 3.4	7,517 4.6	5,722 28.8	5,448 8.0	4,858 ▲ 6.3	5,220 ▲ 6.7	5,058 0.5
阪神	3,942 1.3	4,289 5.0	3,749 12.9	3,155 5.7	4,296 6.4	3,860 ▲ 4.9	4,680 0.3	5,801 ▲ 1.9	4,507 23.0	4,156 4.9	3,697 ▲ 6.4	3,832 ▲ 0.4	4,039 2.5
東播磨	2,862 2.4	3,161 ▲ 4.9	2,614 6.2	2,146 3.2	3,071 6.9	2,807 ▲ 0.9	3,124 ▲ 5.1	4,176 ▲ 0.4	3,109 14.0	2,928 1.8	2,690 4.0	2,821 3.1	2,772 ▲ 3.1
西播磨	2,435 4.0	2,559 ▲ 5.4	2,287 18.4	1,884 12.9	2,758 13.2	2,481 3.9	2,798 1.9	3,448 2.0	2,723 15.2	3,059 1.4	2,612 ▲ 1.7	2,367 ▲ 3.2	2,439 0.2
但馬	539 ▲ 3.1	582 ▲ 7.0	552 14.5	399 ▲ 13.6	733 12.1	487 ▲ 11.3	679 2.7	861 ▲ 1.3	620 13.1	620 6.0	505 ▲ 3.4	544 8.6	540 0.2
丹波	312 4.0	308 ▲ 6.4	298 8.0	280 18.1	370 ▲ 7.7	295 ▲ 23.8	376 ▲ 11.9	481 ▲ 2.6	369 24.7	319 ▲ 4.8	307 7.7	327 13.9	284 ▲ 9.0
淡路	314 ▲ 3.7	327 ▲ 4.4	264 ▲ 0.4	226 15.9	334 ▲ 7.2	295 ▲ 16.0	387 ▲ 3.3	465 12.0	369 25.5	354 23.3	296 14.7	306 4.8	374 19.1

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月比。

○ 地域別有効求人倍率

	3年9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
神戸	0.91 ▲ 0.12	0.84 ▲ 0.19	0.87 ▲ 0.22	0.93 ▲ 0.19	0.96 ▲ 0.16	0.97 ▲ 0.12	0.94 ▲ 0.11	0.87 ▲ 0.09	0.85 ▲ 0.05	0.90 ▲ 0.01	0.95 0.03	0.99 0.09	0.99 0.08
阪神	0.78 ▲ 0.03	0.83 0.00	0.84 0.01	0.87 0.03	0.87 0.04	0.89 0.03	0.87 0.06	0.79 0.06	0.76 0.05	0.80 0.08	0.83 0.08	0.88 0.13	0.89 0.11
東播磨	0.85 0.13	0.83 0.13	0.87 0.10	0.88 0.07	0.94 0.10	0.92 0.08	0.91 0.11	0.82 0.09	0.80 0.10	0.81 0.08	0.87 0.06	0.89 0.06	0.89 0.04
西播磨	1.12 0.06	1.19 0.11	1.18 0.07	1.24 0.05	1.25 0.02	1.28 0.03	1.24 0.03	1.16 0.06	1.15 0.09	1.13 0.11	1.16 0.09	1.23 0.15	1.33 0.21
但馬	1.36 0.15	1.39 0.16	1.42 0.14	1.58 0.27	1.58 0.29	1.64 0.38	1.54 0.26	1.44 0.30	1.42 0.31	1.45 0.29	1.49 0.25	1.55 0.24	1.63 0.27
丹波	1.16 0.20	1.13 0.17	1.13 0.19	1.14 0.15	1.27 0.16	1.26 0.19	1.13 0.16	1.10 0.19	1.04 0.13	1.09 0.13	1.19 0.17	1.23 0.12	1.22 0.06
淡路	1.70 0.30	1.63 0.14	1.77 0.18	1.88 0.15	1.88 0.21	1.91 0.30	1.79 0.23	1.67 0.20	1.75 0.20	1.80 0.11	1.97 0.19	2.07 0.30	1.97 0.27

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月差(前年度差)。

第5表 - 1 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除く 原数値）

令和4年9月

産 業	新規求人数 (人)			対前年同月比 (%)			対前年同月差 (人)		
	全 数	一般	パートタイム	全 数	一般	パートタイム	全 数	一般	パートタイム
合 計	30,042	17,572	12,470	2.3	6.0	▲ 2.4	684	993	▲ 309
A.B 農、林、漁業(01~04)	172	78	94	29.3	36.8	23.7	39	21	18
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	2	1	1	▲ 80.0	▲ 90.0	-	▲ 8	▲ 9	1
D 建設業(06~08)	2,644	2,423	221	▲ 6.4	▲ 9.0	38.1	▲ 180	▲ 241	61
(06 総合工事業)	1,434	1,285	149	▲ 3.0	▲ 6.5	41.9	▲ 45	▲ 89	44
E 製造業(09~32)	3,367	2,425	942	1.3	3.7	▲ 4.6	42	87	▲ 45
09 食料品製造業	671	293	378	▲ 5.4	▲ 15.8	4.7	▲ 38	▲ 55	17
10 飲料・たばこ・飼料製造業	77	61	16	▲ 4.9	▲ 6.2	0.0	▲ 4	▲ 4	0
11 繊維工業	109	54	55	36.3	12.5	71.9	29	6	23
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	35	29	6	▲ 16.7	▲ 21.6	20.0	▲ 7	▲ 8	1
13 家具・装備品製造業	15	14	1	▲ 48.3	▲ 22.2	▲ 90.9	▲ 14	▲ 4	▲ 10
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	97	60	37	54.0	42.9	76.2	34	18	16
15 印刷・同関連業	87	45	42	29.9	0.0	90.9	20	0	20
16 化学工業	174	144	30	7.4	10.8	▲ 6.3	12	14	▲ 2
17 石油製品・石炭製品製造業	12	6	6	300.0	200.0	500.0	9	4	5
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	119	94	25	35.2	49.2	0.0	31	31	0
19 ゴム製品製造業	79	64	15	49.1	48.8	50.0	26	21	5
21 窯業・土石製品製造業	60	54	6	11.1	12.5	0.0	6	6	0
22 鉄鋼業	97	91	6	18.3	19.7	0.0	15	15	0
23 非鉄金属製造業	71	64	7	18.3	28.0	▲ 30.0	11	14	▲ 3
24 金属製品製造業	479	395	84	18.0	14.5	37.7	73	50	23
25 はん用機械器具製造業	272	236	36	17.2	19.2	5.9	40	38	2
26 生産用機械器具製造業	163	145	18	▲ 12.4	▲ 7.6	▲ 37.9	▲ 23	▲ 12	▲ 11
27 業務用機械器具製造業	43	33	10	4.9	▲ 2.9	42.9	2	▲ 1	3
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	27	15	▲ 14.3	80.0	▲ 55.9	▲ 7	12	▲ 19
29 電気機械器具製造業	263	199	64	▲ 38.8	▲ 26.3	▲ 60.0	▲ 167	▲ 71	▲ 96
30 情報通信機械器具製造業	49	40	9	▲ 9.3	▲ 9.1	▲ 10.0	▲ 5	▲ 4	▲ 1
31 輸送用機械器具製造業	218	177	41	0.0	▲ 1.1	5.1	0	▲ 2	2
20,32 その他の製造業	135	100	35	▲ 0.7	23.5	▲ 36.4	▲ 1	19	▲ 20
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	9	8	1	28.6	14.3	-	2	1	1
G 情報通信業(37~41)	206	181	25	3.5	13.8	▲ 37.5	7	22	▲ 15
(39 情報サービス業)	175	162	13	9.4	15.7	▲ 35.0	15	22	▲ 7
H 運輸業,郵便業(42~49)	1,544	1,125	419	4.8	▲ 3.2	34.7	71	▲ 37	108
I 卸売業,小売業(50~61)	3,720	1,999	1,721	14.1	13.6	14.7	461	240	221
50~55 卸売業	944	615	329	3.5	7.9	▲ 3.8	32	45	▲ 13
56~61 小売業	2,776	1,384	1,392	18.3	16.4	20.2	429	195	234
(56 各種商品小売業)	216	75	141	23.4	78.6	6.0	41	33	8
J 金融業,保険業(62~67)	68	40	28	▲ 18.1	▲ 34.4	27.3	▲ 15	▲ 21	6
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)	616	411	205	39.7	39.3	40.4	175	116	59
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)	849	610	239	▲ 5.7	9.1	▲ 29.9	▲ 51	51	▲ 102
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)	1,658	550	1,108	▲ 32.5	18.8	▲ 44.4	▲ 799	87	▲ 886
(76 飲食店)	1,064	356	708	▲ 44.8	33.3	▲ 57.4	▲ 864	89	▲ 953
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)	1,061	579	482	39.4	78.2	10.6	300	254	46
O 教育,学習支援業(81,82)	480	232	248	3.0	▲ 6.5	13.8	14	▲ 16	30
P 医療,福祉(83~85)	9,309	4,427	4,882	8.1	9.0	7.3	696	364	332
(83 医療業)	2,878	1,551	1,327	6.0	7.3	4.4	162	106	56
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,415	2,873	3,542	9.1	10.1	8.3	534	263	271
Q 複合サービス事業(86,87)	138	84	54	16.0	10.5	25.6	19	8	11
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	3,849	2,305	1,544	2.5	7.7	▲ 4.4	94	165	▲ 71
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	350	94	256	▲ 34.3	▲ 51.3	▲ 24.7	▲ 183	▲ 99	▲ 84

(注) 1.平成25年10月改定「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

2.全数は「一般（一般常用＋臨時・季節）」＋「パートタイム（常用的パートタイム＋臨時的パートタイム）」

第5表 - 2 主要産業別、規模別一般新規求人状況 (原数値)

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況 (新規学卒者を除く)

令和4年9月

産 業 ・ 規 模		全 数	一 般	一 般 常 用	臨 時 ・ 季 節	パ ー ト タ イ ム
合 計 ( 全 産 業 )		30,042	17,572	16,204	1,368	12,470
新 規 求 人	D 建設業	2,644	2,423	2,404	19	221
	E 製造業	3,367	2,425	2,300	125	942
	G 情報通信業	206	181	170	11	25
	H 運輸業, 郵便業	1,544	1,125	1,052	73	419
	I 卸売業, 小売業	3,720	1,999	1,835	164	1,721
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	849	610	591	19	239
	M 宿泊業, 飲食サービス業	1,658	550	549	1	1,108
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,061	579	491	88	482
	O 教育, 学習支援業	480	232	219	13	248
	P 医療, 福祉	9,309	4,427	4,383	44	4,882
R サービス業(他に分類されないもの)	3,849	2,305	1,549	756	1,544	
(企業規模別)						
人 人 人 人	29人以下	8,827	5,142	5,052	90	3,685
	30~99人	6,357	3,844	3,662	182	2,513
	100~299人	6,625	4,189	3,538	651	2,436
	300~499人	1,976	1,164	1,020	144	812
	500~999人	1,937	984	880	104	953
	1,000人以上	4,320	2,249	2,052	197	2,071
合 計 ( 全 産 業 )		2.3	6.0	4.2	33.7	▲ 2.4
対 前 年 同 月 比	D 建設業	▲ 6.4	▲ 9.0	▲ 8.8	▲ 29.6	38.1
	E 製造業	1.3	3.7	6.6	▲ 30.9	▲ 4.6
	G 情報通信業	3.5	13.8	16.4	▲ 15.4	▲ 37.5
	H 運輸業, 郵便業	4.8	▲ 3.2	▲ 4.0	10.6	34.7
	I 卸売業, 小売業	14.1	13.6	6.7	320.5	14.7
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 5.7	9.1	6.7	280.0	▲ 29.9
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 32.5	18.8	22.5	▲ 93.3	▲ 44.4
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	39.4	78.2	52.0	4,300.0	10.6
	O 教育, 学習支援業	3.0	▲ 6.5	▲ 8.8	62.5	13.8
	P 医療, 福祉	8.1	9.0	9.2	▲ 8.3	7.3
R サービス業(他に分類されないもの)	2.5	7.7	▲ 0.5	29.7	▲ 4.4	
(企業規模別)						
人 人 人 人	29人以下	▲ 0.4	▲ 6.5	▲ 6.7	7.1	9.6
	30~99人	6.7	11.7	9.0	119.3	▲ 0.1
	100~299人	14.6	16.9	12.8	46.0	10.9
	300~499人	6.9	22.0	15.9	94.6	▲ 9.3
	500~999人	8.9	7.7	6.0	23.8	10.3
	1,000人以上	▲ 15.8	2.8	6.0	▲ 21.8	▲ 29.7

○ 主要産業における対前年同月比の推移 (新規学卒者を除く)

(%)

産 業	3年			4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
合 計 ( 全 産 業 )	7.3	2.1	5.3	14.3	3.5	3.1	11.3	13.6	9.1	10.4	10.1	2.3	
全 数	D 建設業	▲ 2.6	5.3	▲ 1.1	3.5	▲ 7.5	▲ 2.8	3.0	4.0	0.4	▲ 6.4	19.1	▲ 6.4
	E 製造業	31.3	37.3	23.7	48.0	31.9	23.7	24.9	21.6	11.8	20.8	9.6	1.3
	G 情報通信業	6.1	12.3	7.4	▲ 12.2	10.1	10.6	▲ 10.9	▲ 22.0	▲ 5.9	▲ 25.5	25.7	3.5
	H 運輸業, 郵便業	40.1	8.2	12.6	31.4	17.7	11.2	21.6	27.7	1.6	24.9	16.0	4.8
	I 卸売業, 小売業	5.9	▲ 0.1	8.3	18.3	4.9	13.0	5.9	21.2	14.2	19.5	15.8	14.1
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 3.5	0.4	24.2	15.3	11.8	9.7	8.4	6.6	9.0	21.6	20.9	▲ 5.7
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 30.3	▲ 44.4	▲ 35.7	▲ 13.3	▲ 39.9	▲ 42.5	▲ 13.9	▲ 13.4	▲ 30.6	▲ 20.6	▲ 25.1	▲ 32.5
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 6.2	18.3	38.8	18.6	11.8	2.8	8.7	▲ 3.6	30.2	▲ 2.1	1.8	39.4
	O 教育, 学習支援業	21.0	7.8	4.6	32.9	▲ 32.4	▲ 5.9	▲ 3.3	24.1	24.3	5.8	43.5	3.0
	P 医療, 福祉	12.3	5.4	7.5	11.5	4.8	10.5	17.7	16.9	14.9	15.9	9.9	8.1
R サービス業(他に分類されないもの)	7.5	17.8	7.0	6.6	16.9	8.1	17.3	20.5	19.6	16.1	15.1	2.5	
合 計 ( 全 産 業 )	10.4	12.5	11.5	18.6	7.7	11.6	15.6	15.5	11.5	11.6	13.2	6.0	
一 般	D 建設業	▲ 1.7	3.7	1.4	2.4	▲ 7.6	▲ 0.7	4.0	4.1	▲ 0.1	▲ 8.0	20.4	▲ 9.0
	E 製造業	35.6	46.4	24.8	47.5	28.2	23.5	24.8	18.3	9.9	18.8	7.1	3.7
	G 情報通信業	▲ 3.8	13.7	30.8	14.2	15.3	18.1	▲ 7.3	▲ 21.3	▲ 0.6	▲ 8.3	28.8	13.8
	H 運輸業, 郵便業	27.6	3.8	9.2	30.0	14.5	4.4	28.0	28.9	▲ 7.0	23.8	15.5	▲ 3.2
	I 卸売業, 小売業	▲ 1.4	7.6	23.0	13.2	8.9	15.4	7.4	23.9	20.3	23.1	12.2	13.6
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 13.5	8.7	▲ 3.2	4.2	23.0	14.1	5.2	▲ 2.1	11.2	10.1	22.5	9.1
	M 宿泊業, 飲食サービス業	40.8	13.9	9.6	74.6	▲ 12.2	12.1	75.8	79.4	18.1	▲ 1.8	38.1	18.8
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 20.5	52.5	33.5	11.1	▲ 0.6	▲ 0.2	2.8	▲ 11.9	42.5	▲ 7.3	▲ 8.9	78.2
	O 教育, 学習支援業	26.6	▲ 3.0	26.5	31.4	▲ 18.8	16.2	▲ 8.4	26.1	29.0	▲ 4.3	38.1	▲ 6.5
	P 医療, 福祉	15.4	7.8	14.1	15.9	3.8	14.5	24.8	21.0	10.9	22.3	10.8	9.0
R サービス業(他に分類されないもの)	3.6	26.0	3.3	15.1	25.9	17.7	13.2	15.9	22.0	4.9	10.0	7.7	

(注) 1.平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

2.全数は「一般(一般常用+臨時・季節)」+「パートタイム(常用的パートタイム+臨時的パートタイム)」



第6表 企業規模別一般新規求人の推移(新規学卒者を除く 原数値)

	3年9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
29人以下	8,860 ▲ 1.6	8,767 4.8	7,765 8.0	8,104 4.5	9,218 14.2	8,139 1.3	9,365 4.8	8,918 11.1	7,829 10.8	9,129 8.4	8,687 10.5	8,072 4.5	8,827 ▲ 0.4
30~99人	5,958 ▲ 2.9	6,191 10.9	5,964 14.9	5,888 6.3	6,389 11.5	6,167 19.5	6,540 0.6	5,871 5.9	5,835 19.4	6,774 14.5	5,950 9.5	5,769 2.9	6,357 6.7
100~299人	5,780 6.2	5,995 9.5	5,306 7.7	5,572 12.4	6,391 17.9	5,334 ▲ 1.5	6,104 10.6	6,058 16.1	5,306 13.7	6,659 19.7	6,382 20.1	5,852 20.2	6,625 14.6
300~499人	1,849 8.4	2,276 18.7	2,085 15.4	1,850 3.2	2,489 36.7	2,204 10.7	1,808 6.3	2,432 29.5	1,793 15.6	2,042 29.4	2,317 7.6	1,957 14.9	1,976 6.9
500~999人	1,778 ▲ 13.0	2,283 19.0	1,753 ▲ 5.4	1,971 ▲ 5.1	2,695 18.9	2,053 3.6	1,983 ▲ 3.3	2,105 25.3	1,918 21.7	2,040 2.2	2,104 8.7	2,271 37.4	1,937 8.9
1,000人以上	5,133 ▲ 0.8	5,105 ▲ 3.0	3,667 ▲ 26.9	5,013 3.3	5,213 3.5	4,580 ▲ 7.2	4,864 ▲ 3.3	4,842 0.5	4,158 7.0	4,252 ▲ 12.3	4,937 2.3	4,405 5.5	4,320 ▲ 15.8

※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。上段は原数値、下段は前年同月比。

第7表 新規求職者の状況(態様別)

	3年9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職者数計	9,293 2.1	10,061 0.9	8,874 13.1	7,602 3.9	10,704 9.6	9,652 1.0	10,938 ▲ 1.2	12,239 ▲ 1.1	9,859 17.6	9,778 4.0	8,780 ▲ 5.5	9,417 ▲ 2.3	9,274 ▲ 0.2
在職者	2,722 12.0	2,823 10.9	2,651 20.2	2,452 12.6	3,438 17.9	3,500 4.8	3,661 6.5	2,678 4.5	2,637 27.9	2,839 9.3	2,485 ▲ 5.2	2,672 ▲ 2.1	2,607 ▲ 4.2
離職者	5,867 ▲ 2.7	6,485 ▲ 4.4	5,548 9.6	4,584 ▲ 2.5	6,495 3.7	5,449 ▲ 2.4	6,293 ▲ 6.3	8,685 ▲ 3.1	6,487 13.4	6,212 1.9	5,629 ▲ 5.6	6,077 ▲ 2.2	5,993 2.1
定年等退職者	148 ▲ 8.1	238 ▲ 4.4	150 1.4	135 1.5	204 10.9	164 ▲ 3.5	202 3.6	475 ▲ 6.5	237 27.4	182 ▲ 4.2	163 ▲ 4.1	174 ▲ 8.4	165 11.5
事業主都合離職者	1,281 ▲ 29.1	1,610 ▲ 20.6	1,287 ▲ 4.2	1,155 ▲ 10.8	1,524 ▲ 11.7	1,162 ▲ 15.7	1,369 ▲ 21.7	2,514 ▲ 15.0	1,531 2.2	1,338 ▲ 15.5	1,282 ▲ 21.3	1,215 ▲ 13.6	1,235 ▲ 3.6
自己都合離職者	4,262 8.4	4,474 2.7	3,934 13.7	3,159 0.1	4,539 8.6	3,934 1.4	4,505 ▲ 1.6	5,518 3.6	4,548 16.4	4,525 8.5	4,032 1.2	4,534 2.9	4,438 4.1
無業者	704 10.0	753 17.1	675 16.2	566 30.1	771 31.1	703 11.9	984 6.8	876 3.3	735 21.7	727 2.7	666 ▲ 5.3	668 ▲ 4.3	674 ▲ 4.3

※下段は前年同月比。

※一般常用労働者(新規学卒者、パート、臨時・季節を除く)の数値(原数値)を計上。

※「無業者」には、(1)家事、育児等従事者、(2)その他を計上し、離職後1年を超える者を含む。

〈参考 表1 - 1〉 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）（原数値）

令和4年9月

項 目		4年 9月	4年 8月	3年 9月	対前年同月 増減比、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減比、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数(人)	83,197	85,030	86,371	▲ 3.7	▲ 1.1
	2 新規求職申込件数(件)	15,506	15,417	15,438	0.4	4.8
	3 月間有効求人数(人)	86,375	86,603	80,245	7.6	▲ 2.1
	4 新規求人数(人)	30,042	28,326	29,358	2.3	1.1
	5 就職件数(件)	3,837	3,467	3,779	1.5	
	6 充足数(件)	3,509	3,146	3,579	▲ 2.0	
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	1.04	1.02	0.93	0.11	—
	季節調整値	1.04	1.05	0.93	—	▲ 0.01
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.94	1.84	1.90	0.04	—
	季節調整値	1.79	1.86	1.76	—	▲ 0.07
9 就職率(5/2*100)(%)	24.7	22.5	24.5	0.3		
10 充足率(6/4*100)(%)	11.7	11.1	12.2	▲ 0.5		
常 用 計	11 月間有効求職者数(人)	82,818	84,339	85,776	▲ 3.4	
	12 新規求職申込件数(件)	15,438	15,315	15,360	0.5	
	13 月間有効求人数(人)	78,624	78,752	71,032	10.7	
	14 新規求人数(人)	27,378	25,406	26,049	5.1	
	15 就職件数(件)	3,510	3,174	3,488	0.6	
	16 充足数(件)	3,227	2,889	3,226	0.0	
	17 有効求人倍率(13/11)(倍)	0.95	0.93	0.83	0.12	
	18 新規求人倍率(14/12)(倍)	1.77	1.66	1.70	0.07	
	19 就職率(15/12*100)(%)	22.7	20.7	22.7	0.0	
	20 充足率(16/14*100)(%)	11.8	11.4	12.4	▲ 0.6	

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

なお、令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. ▲は減少である。

〈参考 表1 - 2〉 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く) (原数値)

令和4年9月

項 目		4年 9月	4年 8月	3年 9月	対前年同月 増減比、差 (%、ポイント)
一般常用 (パートタイムを除く)	1 月間有効求職者数(人)	48,989	49,842	51,562	▲ 5.0
	2 新規求職申込件数(件)	9,274	9,417	9,293	▲ 0.2
	3 月間有効求人数(人)	47,084	47,459	42,944	9.6
	4 新規求人数(人)	16,204	15,252	15,556	4.2
	5 就職件数(件)	1,752	1,668	1,841	▲ 4.8
	6 充足数(件)	1,636	1,550	1,735	▲ 5.7
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	0.96	0.95	0.83	0.13
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.75	1.62	1.67	0.08
	9 就職率(5/2*100)(%)	18.9	17.7	19.8	▲ 0.9
	10 充足率(6/4*100)(%)	10.1	10.2	11.2	▲ 1.1
正社員	11 月間有効求人数(人)	39,784	39,961	36,288	9.6
	12 新規求人数(人)	13,911	12,830	13,081	6.3
	13 就職件数(件)	1,415	1,377	1,475	▲ 4.1
	14 充足数(件)	1,341	1,290	1,415	▲ 5.2
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.81	0.80	0.70	0.11
	16 充足率(14/12*100)(%)	9.6	10.1	10.8	▲ 1.2
常用的 パートタイム	17 月間有効求職者数(人)	33,829	34,497	34,214	▲ 1.1
	18 新規求職申込件数(人)	6,164	5,898	6,067	1.6
	19 月間有効求人数(人)	31,540	31,293	28,088	12.3
	20 新規求人数(人)	11,174	10,154	10,493	6.5
	21 就職件数(件)	1,758	1,506	1,647	6.7
	22 充足数(件)	1,591	1,339	1,491	6.7
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	0.93	0.91	0.82	0.11
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	1.81	1.72	1.73	0.08
	25 就職率(21/18*100)(%)	28.5	25.5	27.1	1.4
	26 充足率(22/20*100)(%)	14.2	13.2	14.2	0.0

1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

〈参考 表1 - 3〉 常用求人・求職バランスシート(常用的パート含む)

【令和4年9月】

職業分類	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	充足数
<b>A 管理的職業</b>	389	376	1.03	4
<b>B 専門的・技術的職業</b>	17,168	11,228	1.53	468
07 開発技術者	588	434	1.35	10
08 製造技術者	422	854	0.49	11
09 建築・土木・測量技術者	1,835	469	3.91	16
10 情報処理・通信技術者	694	1,143	0.61	10
11 その他の技術者	79	82	0.96	2
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	547	308	1.78	8
13 保健師、助産師、看護師	4,127	1,980	2.08	133
14 医療技術者	1,926	631	3.05	37
15 その他の保健医療の職業	887	559	1.59	18
16 社会福祉の専門的職業	4,809	1,871	2.57	162
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	189	1,202	0.16	12
05、06、17～21、23、24 その他の専門的職業	1,065	1,695	0.63	49
<b>C 事務的職業</b>	7,835	21,320	0.37	723
25 一般事務の職業	5,481	18,186	0.30	537
26 会計事務の職業	625	1,287	0.49	60
27 生産関連事務の職業	649	437	1.49	43
28 営業・販売関連事務の職業	644	974	0.66	52
29 外勤事務の職業	48	0	-	2
30 運輸・郵便事務の職業	210	98	2.14	20
31 事務用機器操作の職業	178	338	0.53	9
<b>D 販売の職業</b>	6,736	5,356	1.26	153
32 商品販売の職業	3,867	3,362	1.15	102
33 販売類似の職業	283	91	3.11	3
34 営業の職業	2,586	1,903	1.36	48
<b>E サービスの職業</b>	18,820	8,107	2.32	487
35 家庭生活支援サービスの職業	173	42	4.12	12
36 介護サービスの職業	9,441	2,570	3.67	166
37 保健医療サービスの職業	1,247	417	2.99	61
38 生活衛生サービスの職業	1,059	606	1.75	17
39 飲食物調理の職業	3,386	1,912	1.77	120
40 接客・給仕の職業	2,492	1,350	1.85	53
41 居住施設・ビル等の管理の職業	276	590	0.47	23
42 その他のサービスの職業	746	620	1.20	35
<b>F 保安の職業</b>	2,846	568	5.01	96
<b>G 農林漁業の職業</b>	460	385	1.19	33
<b>H 生産工程の職業</b>	8,214	4,355	1.89	394
49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	98	80	1.23	3
50 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	186	84	2.21	14
51 生産設備制御・監視の職業(機械組立)	75	76	0.99	3
52 金属材料製造、金属加工金属溶接・溶断の職業	2,025	665	3.05	82
54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,730	1,373	1.99	166
57 機械組立の職業	903	811	1.11	44
60 機械整備・修理の職業	1,110	311	3.57	26
61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	228	70	3.26	9
62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	238	101	2.36	19
63 機械検査の職業	159	72	2.21	10
64 生産関連・生産類似の職業	462	712	0.65	18
<b>I 輸送・機械運転の職業</b>	4,346	2,770	1.57	252
65 鉄道運転の職業	8	5	1.60	0
66 自動車運転の職業	3,365	1,894	1.78	201
67 船舶・航空機運転の職業	0	6	0.00	0
68 その他の運輸の職業	284	425	0.67	15
69 定置・建設機械運転の職業	689	440	1.57	36
<b>J 建設・探掘の職業</b>	3,825	774	4.94	46
70 建設躯体工事の職業	811	68	11.93	4
71 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	1,051	291	3.61	11
72 電気工事の職業	554	219	2.53	13
73 土木の職業	1,403	195	7.19	18
74 探掘の職業	6	1	6.00	0
<b>K 運搬・清掃・包装等の職業</b>	7,985	11,053	0.72	571
75 運搬の職業	2,129	1,649	1.29	122
76 清掃の職業	2,948	1,826	1.61	218
77 包装の職業	341	137	2.49	31
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	2,567	7,441	0.34	200
分類不能の職業	0	16,526	0.00	0
<b>職業計</b>	78,624	82,818	0.95	3,227

参考

IT 関連職業合計	1,767	3,079	0.57	50
福祉関連職業合計	17,634	5,766	3.06	419
福祉関連職業のうち介護関係	12,340	3,401	3.63	269

※ 数値は原数値

〈参考 表1 - 4〉 一般職業紹介状況(全数)(新規学卒者を除く)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	充足数
	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整値	実 数	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整値	実 数	実 数 対前年同月 増減率	実 数 対前年同月 増減率
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%	%
令和元年度	—	▲ 0.8	—	▲ 5.6	—	1.38	—	▲ 3.5	—	▲ 6.9	—	2.10	▲ 10.5	▲ 10.8
令和2年度	—	11.2	—	▲ 21.8	—	0.97	—	▲ 1.9	—	▲ 20.0	—	1.71	▲ 17.4	▲ 16.1
令和3年度	—	8.7	—	5.2	—	0.94	—	3.6	—	5.3	—	1.74	2.5	0.7
元年 9月	0.1	3.0	▲ 0.4	▲ 1.0	1.41	1.40	7.6	11.0	▲ 2.7	0.8	2.04	2.13	3.2	4.1
10月	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 5.0	1.41	1.42	▲ 7.8	▲ 9.7	▲ 1.7	▲ 9.2	2.18	2.34	▲ 6.7	▲ 6.2
11月	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 5.5	1.41	1.47	▲ 0.2	▲ 8.9	1.0	▲ 6.8	2.20	2.58	▲ 12.9	▲ 14.3
12月	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 4.3	1.40	1.53	1.2	2.1	▲ 1.9	1.2	2.14	2.76	▲ 8.3	▲ 10.9
2年 1月	1.4	0.9	▲ 4.7	▲ 9.4	1.31	1.42	1.2	▲ 1.7	▲ 12.5	▲ 20.2	1.85	1.88	▲ 17.0	▲ 17.2
2月	0.9	0.5	▲ 2.7	▲ 13.0	1.27	1.37	▲ 1.5	▲ 7.3	5.4	▲ 17.6	1.98	2.11	▲ 22.9	▲ 22.7
3月	▲ 1.0	1.2	▲ 5.3	▲ 16.0	1.21	1.26	▲ 4.5	▲ 1.9	▲ 7.6	▲ 13.5	1.91	1.73	▲ 16.3	▲ 15.1
4月	▲ 2.5	▲ 1.5	▲ 9.6	▲ 22.7	1.12	1.06	▲ 5.2	▲ 10.2	▲ 17.8	▲ 32.3	1.66	1.20	▲ 35.9	▲ 34.2
5月	0.9	▲ 2.7	▲ 6.9	▲ 28.6	1.04	0.95	4.7	▲ 15.4	10.0	▲ 32.3	1.74	1.60	▲ 44.1	▲ 44.8
6月	4.7	4.4	2.3	▲ 26.3	1.01	0.92	18.5	19.4	7.7	▲ 13.0	1.58	1.50	▲ 16.1	▲ 17.3
7月	6.3	8.2	1.9	▲ 25.6	0.97	0.92	▲ 5.8	▲ 1.0	▲ 9.4	▲ 28.4	1.52	1.56	▲ 20.1	▲ 18.5
8月	4.5	14.2	0.6	▲ 24.8	0.93	0.90	▲ 3.9	▲ 0.4	3.2	▲ 29.2	1.64	1.71	▲ 16.0	▲ 12.8
9月	0.3	15.2	0.3	▲ 23.6	0.93	0.93	▲ 2.8	▲ 5.1	9.6	▲ 12.0	1.84	1.98	▲ 16.9	▲ 14.6
10月	1.2	17.5	0.7	▲ 22.1	0.93	0.94	▲ 0.3	2.2	▲ 12.2	▲ 24.2	1.62	1.74	▲ 16.3	▲ 17.2
11月	0.4	17.9	0.6	▲ 21.9	0.93	0.97	▲ 2.3	▲ 6.0	8.4	▲ 24.6	1.80	2.07	▲ 15.8	▲ 13.4
12月	0.1	19.5	▲ 0.5	▲ 21.5	0.93	1.01	0.1	▲ 1.3	2.0	▲ 13.9	1.83	2.41	▲ 11.0	▲ 8.3
3年 1月	▲ 1.2	14.8	0.2	▲ 17.4	0.94	1.02	▲ 2.1	▲ 10.0	▲ 5.5	▲ 12.4	1.77	1.83	▲ 7.7	▲ 5.9
2月	▲ 0.6	14.0	▲ 0.4	▲ 15.6	0.94	1.02	1.0	0.01	0.1	▲ 15.3	1.75	1.78	▲ 3.9	▲ 2.0
3月	0.9	16.2	0.6	▲ 9.9	0.94	0.98	3.4	10.2	4.7	4.8	1.77	1.64	4.9	6.7
4月	1.4	19.9	0.9	▲ 0.1	0.93	0.89	2.2	12.6	▲ 2.1	13.8	1.70	1.21	32.9	30.5
5月	0.1	19.1	0.2	7.6	0.93	0.86	▲ 7.4	▲ 1.6	▲ 1.3	1.3	1.81	1.65	29.0	32.6
6月	▲ 1.1	12.0	0.8	5.6	0.95	0.87	6.1	▲ 13.7	4.7	1.3	1.79	1.76	1.3	2.8
7月	1.1	6.5	0.7	4.4	0.95	0.90	3.3	▲ 5.7	▲ 0.01	7.4	1.73	1.78	▲ 6.9	▲ 8.6
8月	1.8	5.3	0.8	5.8	0.94	0.91	3.9	10.2	▲ 1.5	5.5	1.64	1.64	▲ 3.4	▲ 5.4
9月	0.8	5.0	▲ 0.2	4.7	0.93	0.93	▲ 3.8	3.4	3.0	▲ 0.5	1.76	1.90	▲ 2.5	▲ 5.6
10月	0.7	3.9	▲ 1.1	1.5	0.91	0.92	2.1	2.7	▲ 1.1	7.3	1.70	1.82	▲ 8.2	▲ 9.0
11月	1.0	6.2	0.8	3.2	0.91	0.94	0.8	17.7	▲ 2.0	2.1	1.65	1.79	5.3	1.5
12月	1.5	6.8	1.3	5.2	0.91	0.99	0.5	10.0	4.8	5.3	1.72	2.31	▲ 0.8	▲ 3.8
4年 1月	0.7	8.8	3.5	8.3	0.94	1.02	0.1	12.2	5.7	14.3	1.82	1.86	3.2	▲ 0.6
2月	▲ 1.8	7.7	0.9	9.1	0.96	1.03	▲ 8.2	2.3	▲ 7.4	3.5	1.84	1.80	▲ 2.0	▲ 4.4
3月	▲ 0.02	5.6	▲ 0.1	7.7	0.96	1.00	8.2	0.3	4.1	3.1	1.77	1.69	▲ 4.5	▲ 7.1
4月	▲ 0.7	3.5	0.05	7.4	0.97	0.92	1.3	1.3	4.8	11.3	1.83	1.33	▲ 7.8	▲ 9.1
5月	0.4	5.1	2.2	10.6	0.99	0.90	▲ 0.04	21.5	▲ 1.9	13.6	1.80	1.54	2.2	▲ 0.3
6月	▲ 0.9	4.2	2.2	12.0	1.02	0.93	▲ 0.3	4.8	▲ 0.1	9.1	1.80	1.83	2.7	▲ 0.1
7月	▲ 0.6	2.3	▲ 0.6	10.5	1.02	0.98	▲ 3.9	▲ 3.1	3.8	10.4	1.94	2.03	0.2	▲ 3.1
8月	▲ 2.9	▲ 1.2	0.3	10.8	1.05	1.02	▲ 3.8	▲ 1.8	▲ 8.0	10.1	1.86	1.84	3.6	0.0
9月	▲ 1.1	▲ 3.7	▲ 2.1	7.6	1.04	1.04	4.8	0.4	1.1	2.3	1.79	1.94	1.5	▲ 2.0

(注)1. パートタイムを含む全数。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。

なお、令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

〈参考 表1 - 5〉 雇用形態別就職件数の推移

	全 数		一 般		一般のうち 常 用		パート	
		うち受給者		うち受給者		うち受給者		うち受給者
元年度	54,284	14,157	29,953	9,340	28,400	8,879	24,331	4,817
2年度	44,818	12,668	22,945	7,957	21,761	7,528	21,873	4,711
3年度	45,943	12,888	23,170	7,843	21,967	7,414	22,773	5,045
2年 9月	3,877	1,203	1,985	753	1,916	721	1,892	450
10月	4,206	1,296	2,109	817	1,997	775	2,097	479
11月	3,687	1,158	1,873	738	1,789	708	1,814	420
12月	3,452	1,085	1,767	661	1,648	611	1,685	424
3年 1月	3,026	911	1,573	553	1,442	493	1,453	358
2月	3,711	992	1,912	621	1,782	582	1,799	371
3月	5,245	1,312	2,553	785	2,426	743	2,692	527
4月	4,448	1,040	2,194	634	2,085	602	2,254	406
5月	3,770	1,027	1,853	634	1,774	603	1,917	393
6月	4,016	1,157	1,941	691	1,855	656	2,075	466
7月	3,646	1,035	1,868	640	1,787	616	1,778	395
8月	3,346	1,044	1,787	627	1,712	601	1,559	417
9月	3,779	1,146	1,934	686	1,841	652	1,845	460
10月	3,860	1,112	1,898	694	1,809	659	1,962	418
11月	3,884	1,152	2,005	723	1,908	686	1,879	429
12月	3,424	1,043	1,774	648	1,655	605	1,650	395
4年 1月	3,124	918	1,684	565	1,557	522	1,440	353
2月	3,636	969	1,798	563	1,696	524	1,838	406
3月	5,010	1,245	2,434	738	2,288	688	2,576	507
4月	4,102	1,014	2,011	626	1,905	599	2,091	388
5月	3,853	1,000	1,852	605	1,770	591	2,001	395
6月	4,126	1,147	1,919	654	1,814	618	2,207	493
7月	3,655	1,060	1,862	629	1,771	600	1,793	431
8月	3,467	1,092	1,764	652	1,668	610	1,703	440
9月	3,837	1,112	1,840	630	1,752	598	1,997	482
元年度	▲ 10.5	▲ 5.8	▲ 12.8	▲ 7.8	▲ 12.7	▲ 7.9	▲ 7.5	▲ 1.8
2年度	▲ 17.4	▲ 10.5	▲ 23.4	▲ 14.8	▲ 23.4	▲ 15.2	▲ 10.1	▲ 2.2
3年度	2.5	1.7	1.0	▲ 1.4	0.9	▲ 1.5	4.1	7.1
2年 9月	▲ 16.9	▲ 8.4	▲ 23.3	▲ 13.1	▲ 22.2	▲ 12.4	▲ 9.0	0.9
10月	▲ 16.3	▲ 8.2	▲ 22.8	▲ 12.9	▲ 23.0	▲ 12.3	▲ 8.6	1.1
11月	▲ 15.8	▲ 8.3	▲ 22.0	▲ 9.4	▲ 22.2	▲ 9.2	▲ 8.3	▲ 6.3
12月	▲ 11.0	▲ 2.8	▲ 20.2	▲ 10.2	▲ 20.1	▲ 12.5	1.3	11.6
3年 1月	▲ 7.7	4.5	▲ 13.1	▲ 0.7	▲ 15.1	▲ 6.5	▲ 0.9	13.7
2月	▲ 3.9	9.4	▲ 11.0	2.5	▲ 12.0	0.9	5.0	23.3
3月	4.9	17.5	▲ 4.3	7.5	▲ 4.3	7.5	15.5	36.2
4月	32.9	31.6	19.4	22.6	20.1	23.6	49.2	48.7
5月	29.0	48.0	18.8	40.9	19.1	40.6	40.6	61.1
6月	1.3	2.5	▲ 2.8	▲ 4.7	▲ 3.2	▲ 6.7	5.5	15.3
7月	▲ 6.9	▲ 3.8	▲ 4.1	▲ 5.6	▲ 3.6	▲ 4.5	▲ 9.7	▲ 0.8
8月	▲ 3.4	2.2	▲ 2.5	▲ 4.9	▲ 3.0	▲ 4.8	▲ 4.5	14.9
9月	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 2.6	▲ 8.9	▲ 3.9	▲ 9.6	▲ 2.5	2.2
10月	▲ 8.2	▲ 14.2	▲ 10.0	▲ 15.1	▲ 9.4	▲ 15.0	▲ 6.4	▲ 12.7
11月	5.3	▲ 0.5	7.0	▲ 2.0	6.7	▲ 3.1	3.6	2.1
12月	▲ 0.8	▲ 3.9	0.4	▲ 2.0	0.4	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 6.8
4年 1月	3.2	0.8	7.1	2.2	8.0	5.9	▲ 0.9	▲ 1.4
2月	▲ 2.0	▲ 2.3	▲ 6.0	▲ 9.3	▲ 4.8	▲ 10.0	2.2	9.4
3月	▲ 4.5	▲ 5.1	▲ 4.7	▲ 6.0	▲ 5.7	▲ 7.4	▲ 4.3	▲ 3.8
4月	▲ 7.8	▲ 2.5	▲ 8.3	▲ 1.3	▲ 8.6	▲ 0.5	▲ 7.2	▲ 4.4
5月	2.2	▲ 2.6	▲ 0.1	▲ 4.6	▲ 0.2	▲ 2.0	4.4	0.5
6月	2.7	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 2.2	▲ 5.8	6.4	5.8
7月	0.2	2.4	▲ 0.3	▲ 1.7	▲ 0.9	▲ 2.6	0.8	9.1
8月	3.6	4.6	▲ 1.3	4.0	▲ 2.6	1.5	9.2	5.5
9月	1.5	▲ 3.0	▲ 4.9	▲ 8.2	▲ 4.8	▲ 8.3	8.2	4.8

下段は前年同月比(前年度比)。



〈参考 表2 - 1〉 有効求人倍率の推移(季節調整済)(新規学卒者を除く)

1 有効求人倍率

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	兵庫県		全国	
														暦年平均	年度平均	暦年平均	年度平均
89年	元年	0.86	0.88	0.88	0.93	0.95	0.95	0.97	0.97	0.97	1.00	1.01	1.04	0.95	0.99	1.25	1.30
90年	2年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.10	1.11	1.14	1.11	1.10	1.10	1.12	1.09	1.11	1.40	1.43
91年	3年	1.11	1.12	1.12	1.11	1.10	1.11	1.09	1.05	1.00	0.99	0.99	0.98	1.06	1.01	1.40	1.34
92年	4年	0.95	0.91	0.86	0.84	0.80	0.79	0.75	0.74	0.72	0.70	0.67	0.64	0.78	0.71	1.08	1.00
93年	5年	0.62	0.61	0.60	0.59	0.57	0.54	0.53	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.54	0.50	0.76	0.71
94年	6年	0.46	0.45	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.46	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.46	0.64	0.64
95年	7年	0.45	0.50	0.48	0.49	0.47	0.46	0.46	0.48	0.49	0.51	0.50	0.49	0.48	0.50	0.63	0.64
96年	8年	0.52	0.54	0.58	0.61	0.62	0.63	0.64	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.61	0.62	0.70	0.72
97年	9年	0.63	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60	0.59	0.57	0.56	0.54	0.53	0.51	0.58	0.54	0.72	0.69
98年	10年	0.48	0.45	0.43	0.42	0.41	0.39	0.37	0.37	0.36	0.35	0.35	0.35	0.39	0.37	0.53	0.50
99年	11年	0.36	0.35	0.35	0.32	0.33	0.34	0.35	0.34	0.36	0.37	0.38	0.38	0.35	0.37	0.48	0.49
00年	12年	0.39	0.40	0.41	0.41	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46	0.46	0.46	0.48	0.44	0.46	0.59	0.62
01年	13年	0.49	0.48	0.47	0.47	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.42	0.41	0.40	0.45	0.43	0.59	0.56
2年	14年	0.40	0.40	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42	0.42	0.43	0.45	0.44	0.44	0.42	0.44	0.54	0.56
3年	15年	0.46	0.47	0.48	0.48	0.49	0.49	0.50	0.52	0.55	0.57	0.59	0.61	0.51	0.55	0.64	0.69
4年	16年	0.63	0.63	0.63	0.64	0.67	0.69	0.69	0.70	0.69	0.74	0.77	0.78	0.69	0.73	0.83	0.86
5年	17年	0.79	0.81	0.84	0.86	0.84	0.84	0.84	0.84	0.83	0.83	0.84	0.85	0.83	0.86	0.95	0.98
6年	18年	0.89	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.96	0.95	0.95	0.96	0.96	0.94	0.95	1.06	1.06
7年	19年	0.95	0.95	0.95	0.96	0.96	0.97	0.97	0.96	0.94	0.92	0.89	0.88	0.94	0.92	1.04	1.02
8年	20年	0.86	0.85	0.84	0.85	0.83	0.79	0.78	0.74	0.72	0.72	0.69	0.68	0.78	0.70	0.88	0.77
9年	21年	0.61	0.55	0.51	0.48	0.46	0.45	0.43	0.43	0.44	0.43	0.43	0.42	0.47	0.44	0.47	0.45
10年	22年	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.51	0.53	0.54	0.55	0.56	0.49	0.53	0.52	0.56
11年	23年	0.57	0.58	0.58	0.58	0.57	0.57	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.59	0.61	0.65	0.68
12年	24年	0.65	0.65	0.67	0.67	0.68	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.68	0.69	0.80	0.82
13年	25年	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75	0.76	0.78	0.77	0.79	0.80	0.82	0.75	0.79	0.93	0.97
14年	26年	0.83	0.86	0.86	0.86	0.88	0.88	0.89	0.89	0.90	0.91	0.92	0.95	0.88	0.91	1.09	1.11
15年	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.96	0.97	0.97	0.99	1.01	1.02	1.04	1.05	0.98	1.01	1.20	1.23
16年	28年	1.06	1.08	1.09	1.11	1.12	1.14	1.14	1.14	1.15	1.17	1.19	1.19	1.13	1.17	1.36	1.39
17年	29年	1.20	1.23	1.24	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.30	1.32	1.33	1.35	1.28	1.32	1.50	1.54
18年	30年	1.38	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.45	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.43	1.45	1.61	1.62
19年	元年	1.46	1.46	1.45	1.44	1.44	1.43	1.42	1.42	1.41	1.41	1.41	1.40	1.43	1.38	1.60	1.55
20年	2年	1.31	1.27	1.21	1.12	1.04	1.01	0.97	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	1.04	0.97	1.18	1.10
21年	3年	0.94	0.94	0.94	0.93	0.93	0.95	0.95	0.94	0.93	0.91	0.91	0.91	0.93	0.94	1.13	1.16
22年	4年	0.94	0.96	0.96	0.97	0.99	1.02	1.02	1.05	1.04				-	-	-	-

(注)1. パートタイムを含む全数。各月は季節調整値、その他は原数値。

(注)2. 令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



〈参考 表2 - 2〉 新規求人倍率の推移(季節調整済)(新規学卒者を除く)

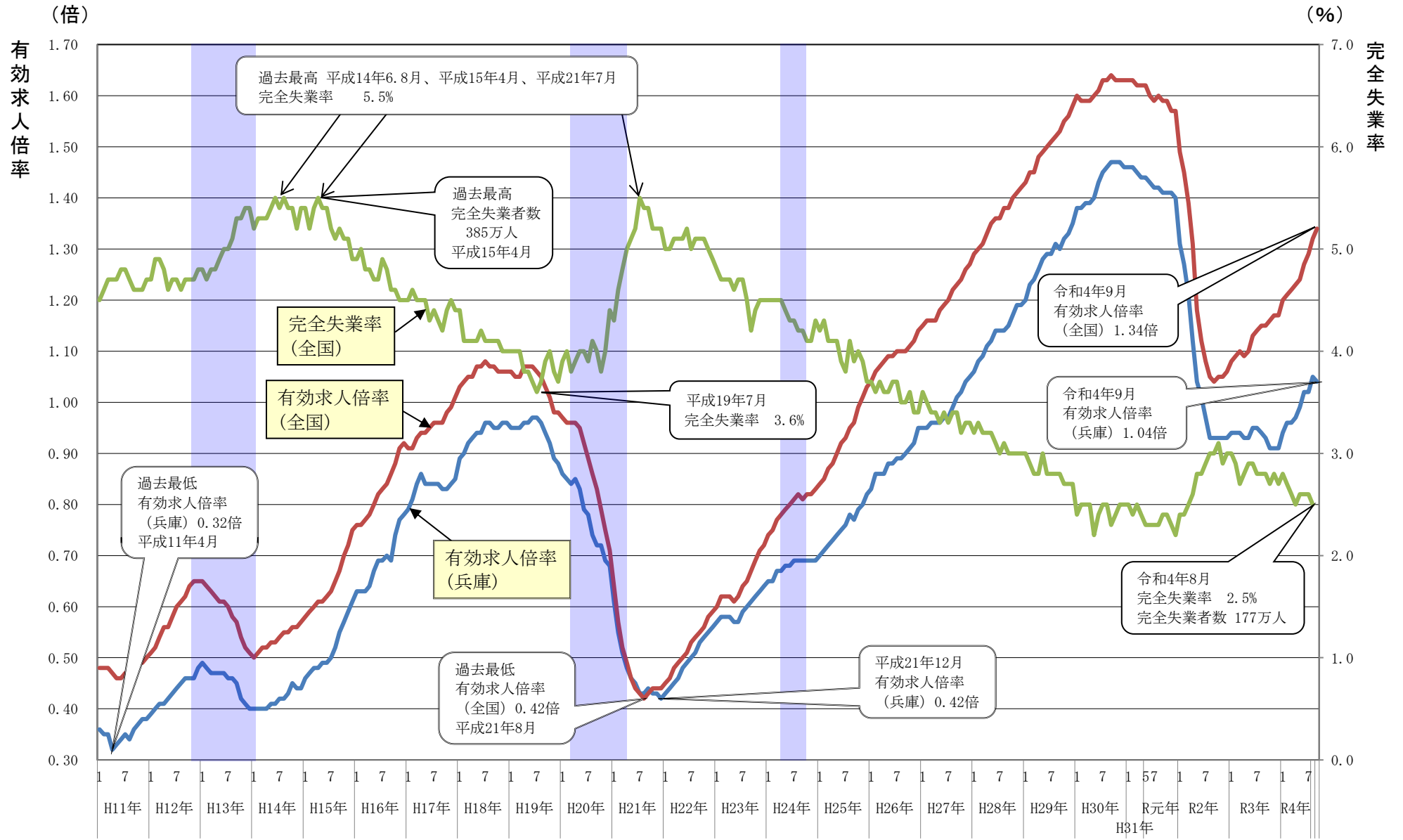
2 新規求人倍率

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	兵庫県		全国	
														暦年平均	年度平均	暦年平均	年度平均
89年	元年	1.51	1.49	1.46	1.65	1.58	1.62	1.68	1.53	1.57	1.68	1.69	1.66	1.58	1.65	1.85	1.93
90年	2年	1.85	1.73	1.69	1.79	1.82	1.88	1.82	1.88	1.88	1.78	1.80	1.94	1.82	1.84	2.07	2.11
91年	3年	1.84	1.94	1.90	1.74	1.89	1.87	1.68	1.62	1.59	1.57	1.68	1.57	1.74	1.62	2.05	1.95
92年	4年	1.47	1.43	1.37	1.35	1.33	1.29	1.19	1.25	1.19	1.05	1.09	1.10	1.25	1.15	1.61	1.49
93年	5年	1.05	1.00	1.08	0.94	0.91	0.90	0.88	0.82	0.87	0.84	0.83	0.80	0.91	0.85	1.20	1.13
94年	6年	0.82	0.78	0.78	0.84	0.80	0.78	0.84	0.83	0.82	0.78	0.79	0.76	0.80	0.81	1.08	1.07
95年	7年	0.82	0.84	0.81	0.85	0.99	0.97	0.97	1.04	1.00	1.05	1.03	0.91	0.92	1.01	1.06	1.09
96年	8年	1.06	1.09	1.12	1.02	1.16	1.09	1.09	1.08	1.04	1.08	1.20	1.07	1.09	1.09	1.19	1.22
97年	9年	1.08	1.10	1.05	1.06	1.04	1.03	1.00	0.95	0.95	0.94	0.90	0.86	1.00	0.91	1.20	1.13
98年	10年	0.78	0.76	0.76	0.73	0.69	0.69	0.66	0.65	0.65	0.65	0.63	0.61	0.69	0.66	0.92	0.89
99年	11年	0.64	0.64	0.63	0.70	0.56	0.60	0.64	0.60	0.64	0.71	0.67	0.71	0.65	0.67	0.87	0.90
00年	12年	0.73	0.74	0.72	0.76	0.78	0.73	0.87	0.78	0.80	0.85	0.84	0.86	0.78	0.80	1.05	1.08
01年	13年	0.84	0.79	0.78	0.83	0.81	0.82	0.79	0.80	0.77	0.68	0.70	0.70	0.78	0.74	1.01	0.96
2年	14年	0.62	0.72	0.68	0.67	0.72	0.74	0.70	0.76	0.75	0.76	0.72	0.72	0.71	0.75	0.93	0.96
3年	15年	0.82	0.84	0.82	0.81	0.80	0.81	0.86	0.89	0.92	0.94	0.95	0.99	0.86	0.90	1.07	1.12
4年	16年	0.97	0.98	1.00	1.07	1.09	1.09	1.02	1.10	1.07	1.22	1.26	1.22	1.08	1.17	1.29	1.35
5年	17年	1.28	1.37	1.32	1.26	1.32	1.29	1.33	1.27	1.26	1.18	1.40	1.28	1.29	1.30	1.46	1.49
6年	18年	1.38	1.42	1.36	1.35	1.43	1.39	1.39	1.38	1.41	1.40	1.48	1.48	1.39	1.40	1.56	1.56
7年	19年	1.35	1.39	1.44	1.39	1.40	1.40	1.41	1.43	1.28	1.36	1.25	1.31	1.37	1.34	1.52	1.47
8年	20年	1.29	1.26	1.23	1.28	1.15	1.15	1.12	1.09	1.03	1.09	0.96	0.94	1.14	1.01	1.25	1.08
9年	21年	0.85	0.75	0.81	0.80	0.75	0.76	0.76	0.76	0.81	0.77	0.73	0.76	0.78	0.77	0.79	0.79
10年	22年	0.77	0.80	0.81	0.82	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.91	0.94	0.92	0.86	0.90	0.89	0.93
11年	23年	0.96	0.95	0.93	0.89	0.94	0.93	0.99	0.94	1.05	1.02	1.04	1.07	0.97	1.01	1.05	1.11
12年	24年	1.09	1.04	1.14	1.06	1.13	1.20	1.12	1.11	1.14	1.11	1.13	1.12	1.12	1.14	1.28	1.32
13年	25年	1.13	1.15	1.20	1.19	1.17	1.24	1.22	1.23	1.21	1.26	1.24	1.34	1.21	1.26	1.46	1.53
14年	26年	1.31	1.39	1.35	1.34	1.35	1.34	1.35	1.38	1.39	1.43	1.43	1.53	1.37	1.41	1.66	1.69
15年	27年	1.47	1.38	1.58	1.47	1.45	1.48	1.53	1.53	1.59	1.56	1.60	1.54	1.51	1.56	1.80	1.86
16年	28年	1.72	1.61	1.68	1.75	1.76	1.72	1.68	1.79	1.84	1.84	1.84	1.78	1.74	1.79	2.04	2.08
17年	29年	1.89	1.86	1.81	1.89	1.97	1.90	1.91	1.95	1.82	2.07	1.99	2.04	1.92	1.98	2.24	2.29
18年	30年	2.09	2.10	2.08	2.07	2.09	2.21	2.26	2.16	2.21	2.23	2.18	2.14	2.14	2.18	2.39	2.42
19年	元年	2.25	2.27	2.12	2.21	2.22	2.10	2.13	2.26	2.04	2.18	2.20	2.14	2.18	2.10	2.42	2.35
20年	2年	1.85	1.98	1.91	1.66	1.74	1.58	1.52	1.64	1.84	1.62	1.80	1.83	1.75	1.71	1.95	1.90
21年	3年	1.77	1.75	1.77	1.70	1.81	1.79	1.73	1.64	1.76	1.70	1.65	1.72	1.73	1.74	2.02	2.08
22年	4年	1.82	1.84	1.77	1.83	1.80	1.80	1.94	1.86	1.79				-	-	-	-

(注)1. パートタイムを含む全数。各月は季節調整値、その他は原数値。

(注)2. 令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

## 有効求人倍率と完全失業率の動向



資料出所 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※ 有効求人倍率・完全失業率は季節調整値、有効求職者数・完全失業者数は原数値。

※ 網掛け部分は景気後退期（平成12年11月～平成14年1月、平成20年2月～平成21年3月、平成24年3月～平成24年11月）



令和4年7月28日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 長原 俊司

課長 補佐 山本 竜次

労働紛争調整官 鈴木 智人

(直通電話) 078(367)0820

報道関係者 各位

## 「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

～民事上の個別労働紛争において、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多、「解雇」は前年度より減少～

兵庫労働局（局長 鈴木一光）では、労働局及び各労働基準監督署内に設置した合計12ヶ所の総合労働相談コーナーにおいて、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などに関する労働紛争の解決を図るための制度を運用していますが、このたび「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめましたので、公表します。

### 【令和3年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

総合労働相談件数	47,494件（前年比 7.7%減）
民事上の個別労働紛争相談件数	11,883件（前年比14.9%減）
うち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数	2,692件（前年比22.7%減）
助言・指導申出件数	760件（前年比17.2%減）
あっせん申請受理件数	155件（前年比30.8%減）

#### 1 総合労働相談件数は減少、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も減少

総合労働相談件数は47,494件で前年度より7.7%減となり、そのうち民事上の個別労働紛争に係る相談件数は11,883件で、前年度より14.9%減となっている。相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が2,692件で、前年度より22.7%減であるが10年連続でトップである。次いで「自己都合退職」が1,402件であった。「解雇」は1,196件で前年度より35.3%減となっている。

#### 2 「助言・指導」の申出は減少、内容は「いじめ・嫌がらせ」が9年連続でトップ

労使トラブルの解決を図るための「助言・指導」の申出件数は760件で、前年度より17.2%減となっている。申出内容は「いじめ・嫌がらせ」が95件（申出全体の12.5%）で、次いで「雇用管理等」が84件（申出全体の11.1%）となっている。

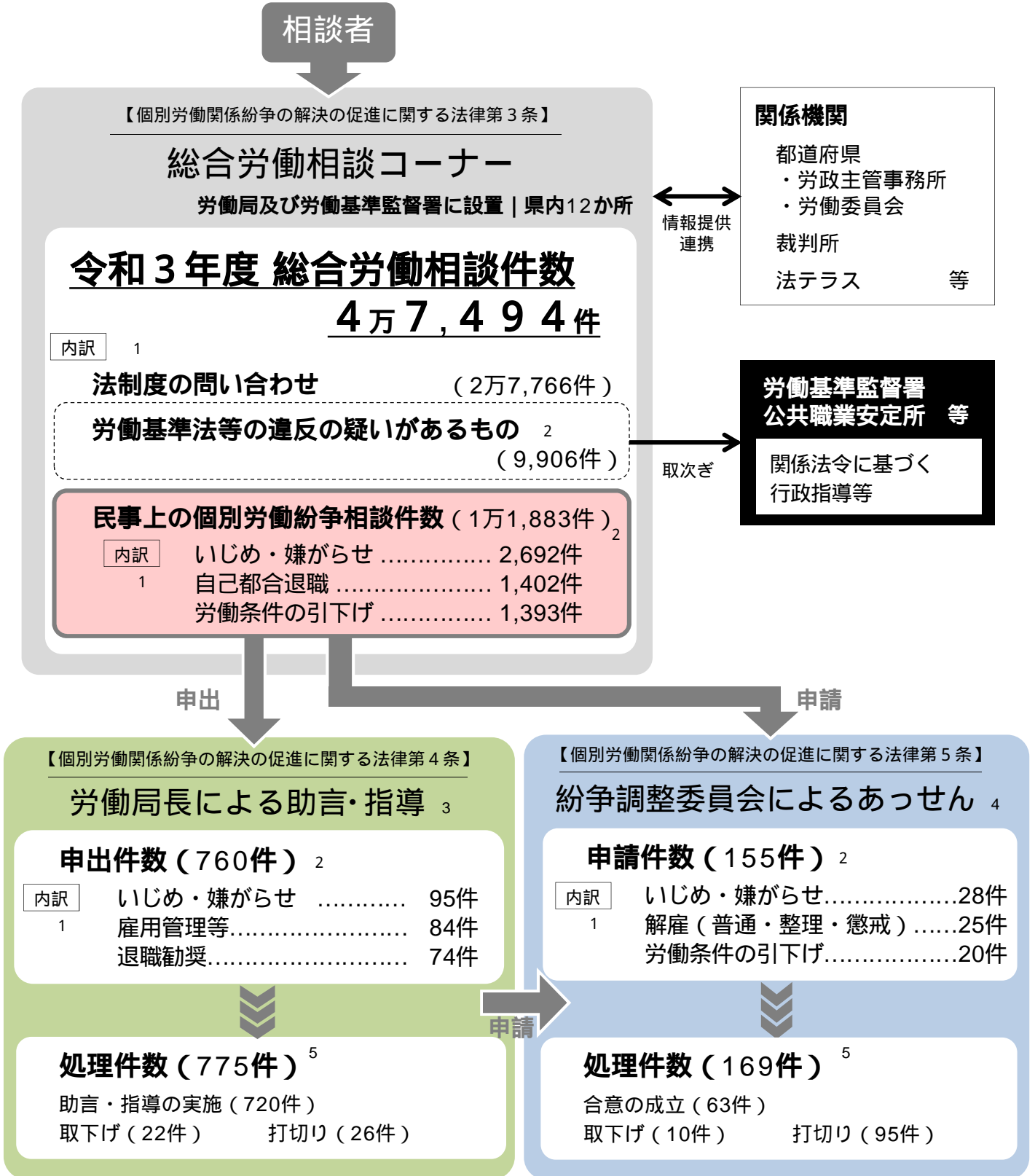
#### 3 「あっせん」申請は減少、内容は「いじめ・嫌がらせ」がトップ

紛争調整委員会によるあっせんの申請件数は155件で、前年度より30.8%減となっている。申請の内容は「いじめ・嫌がらせ」が28件（申請全体の18.1%）でトップであり、次いで「解雇」が25件（申請全体の16.1%）であった。

#### 4 兵庫労働局の取り組み

兵庫労働局では、施行状況を踏まえ、総合労働相談コーナーにおいて、関係法令や裁判例などの情報提供等適切な相談対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。併せて、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が令和4年4月1日より中小企業を含め全面施行されており、引き続き実効性のある防止対策が講じられるよう取り組んでいきます。

# 個別労働紛争解決制度の枠組み



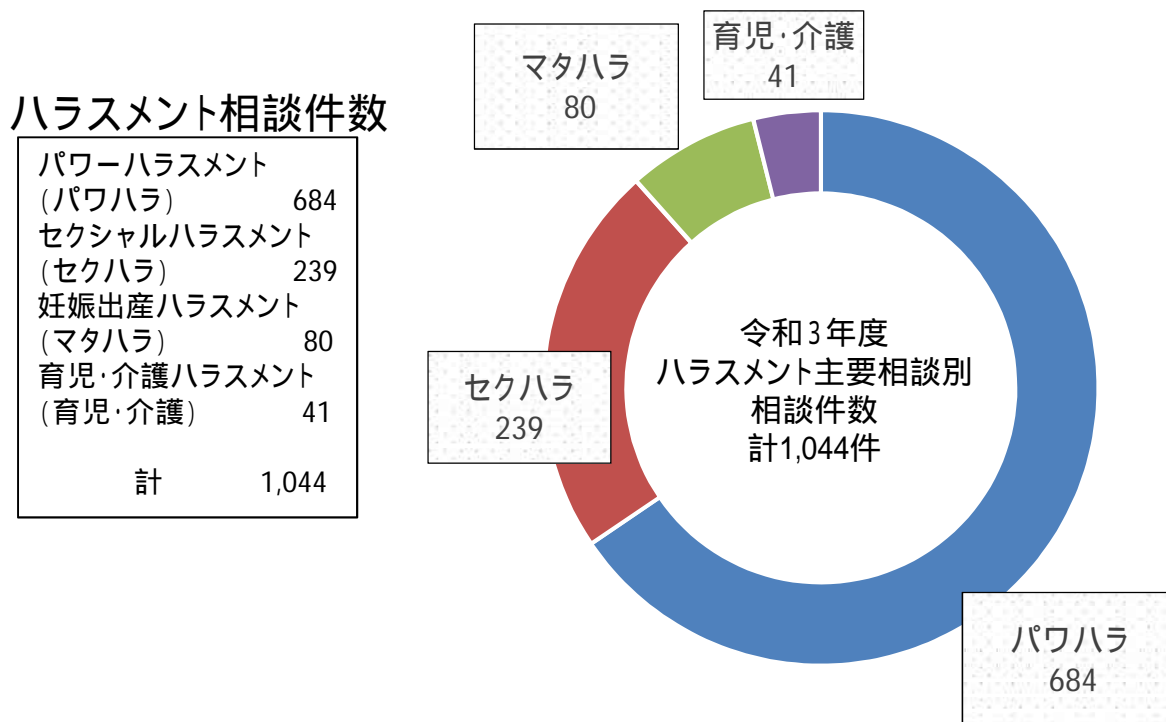
- 1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。
- 2 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している。

<参考>

同法に関する相談件数：684件  
 同法に基づく紛争解決の援助申立件数：30件  
 同法に基づく調停申請受理件数：0件

- 3 助言・指導：民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- 4 あっせん：労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- 5 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

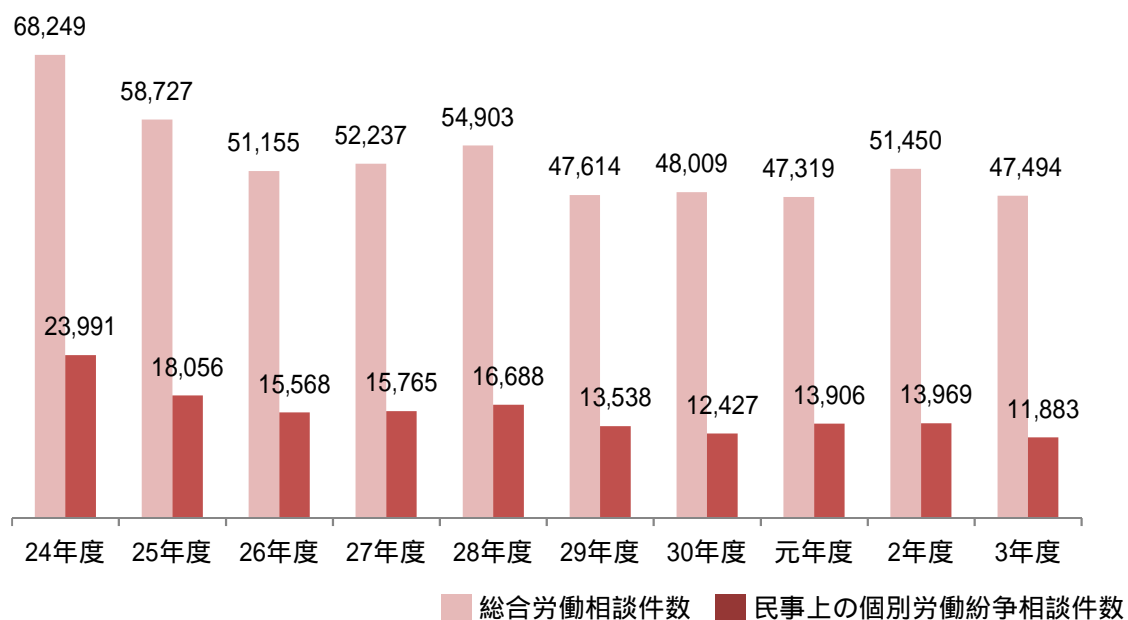
（参考） 令和3年度 ハラスメント | 主要相談別の件数



# 令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況

## 1 総合労働相談

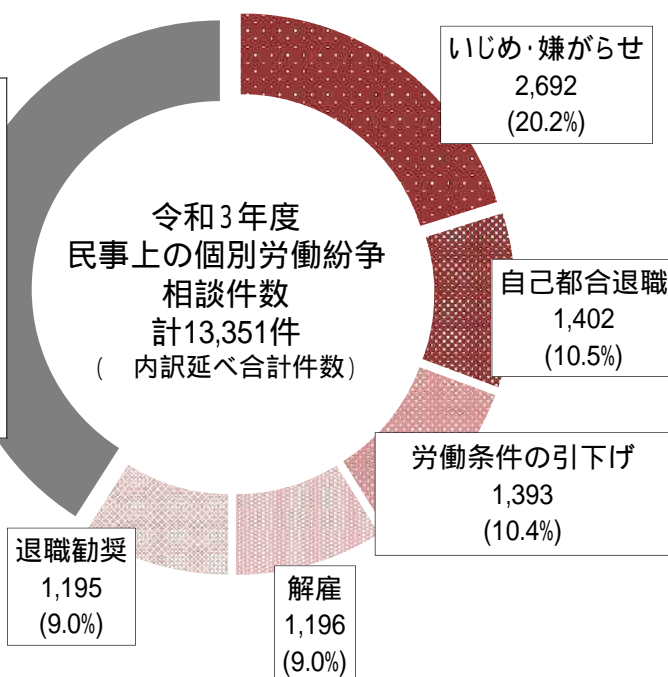
### (1) 相談件数の推移



### (2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

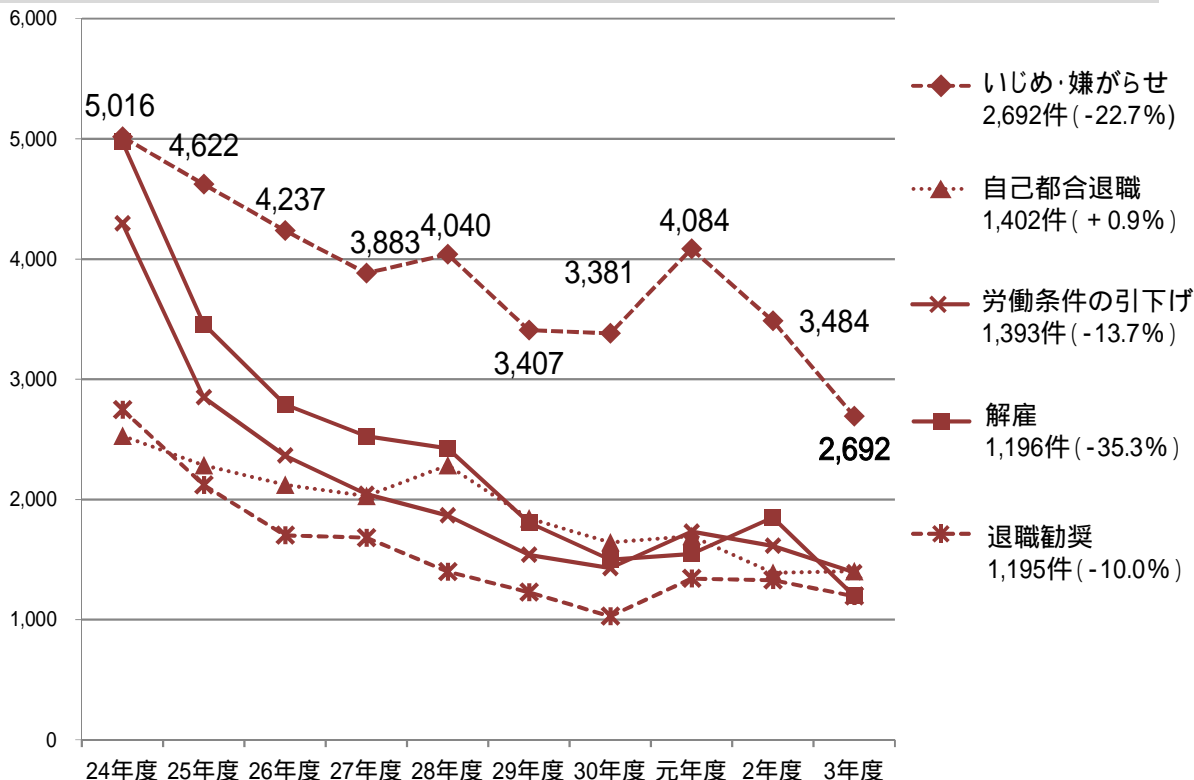
ほか 計5,473

雇止め	849	(6.4%)
雇用管理等	791	(5.9%)
出向・配置転換	499	(3.7%)
賠償	340	(2.5%)
懲戒処分	232	(1.7%)
その他の労働条件	1,083	(8.1%)
その他	1,679	(12.6%)



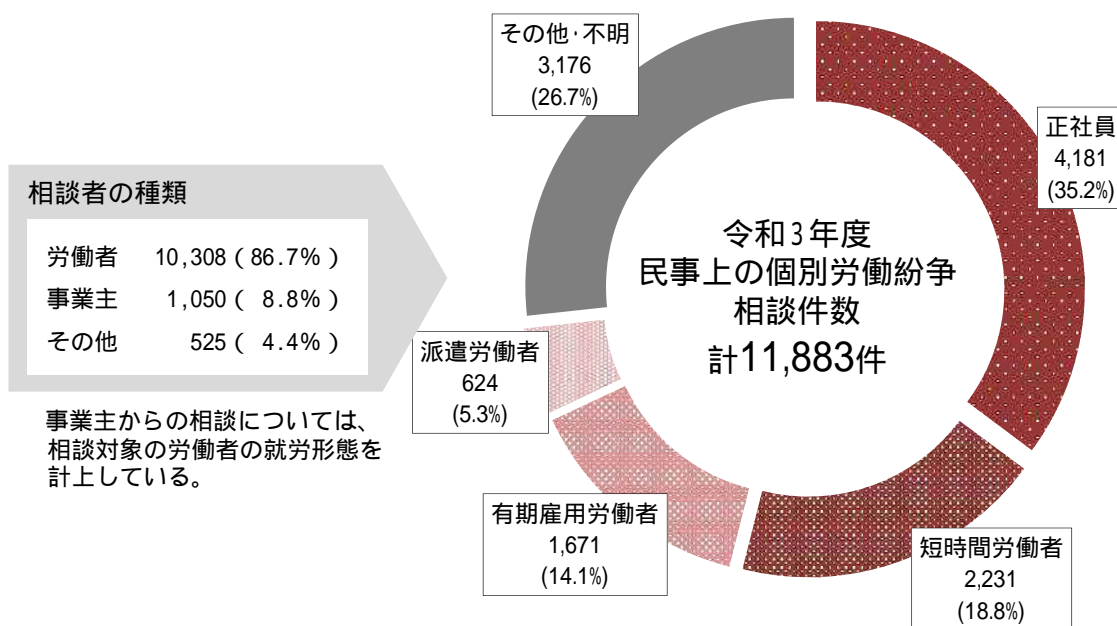
%は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

### ( 3 ) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 ( 10年間 )



( )内は対前年度比。

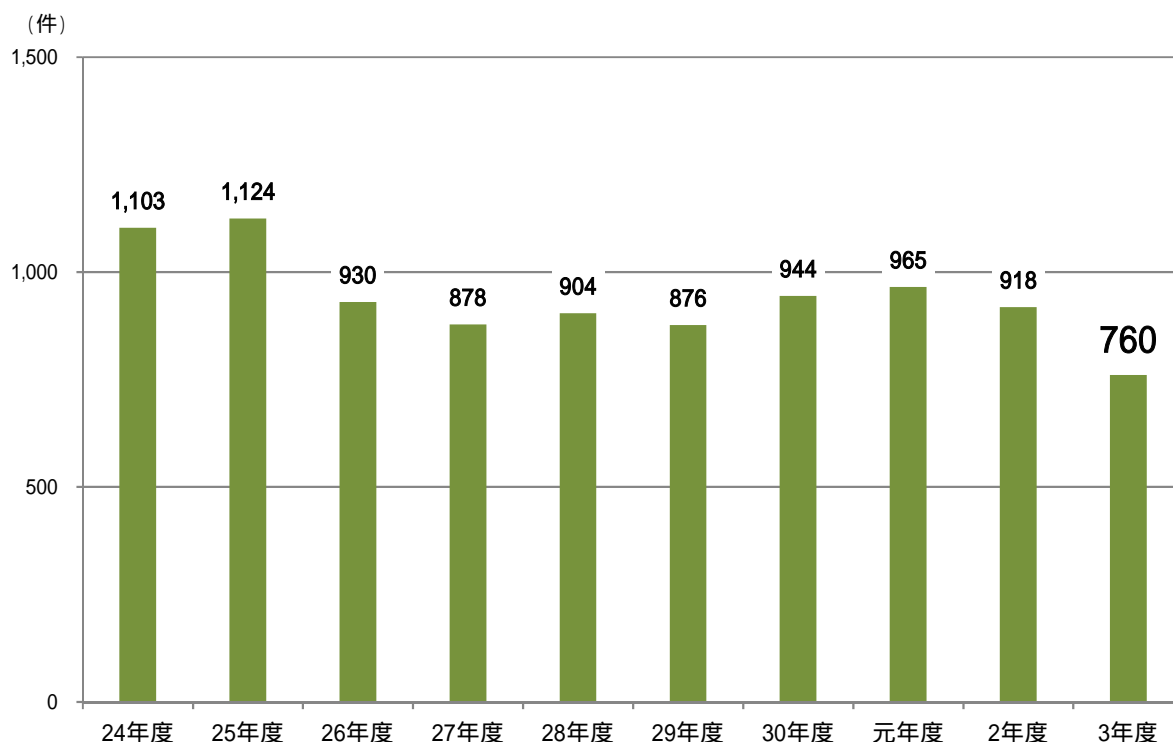
### ( 4 ) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数



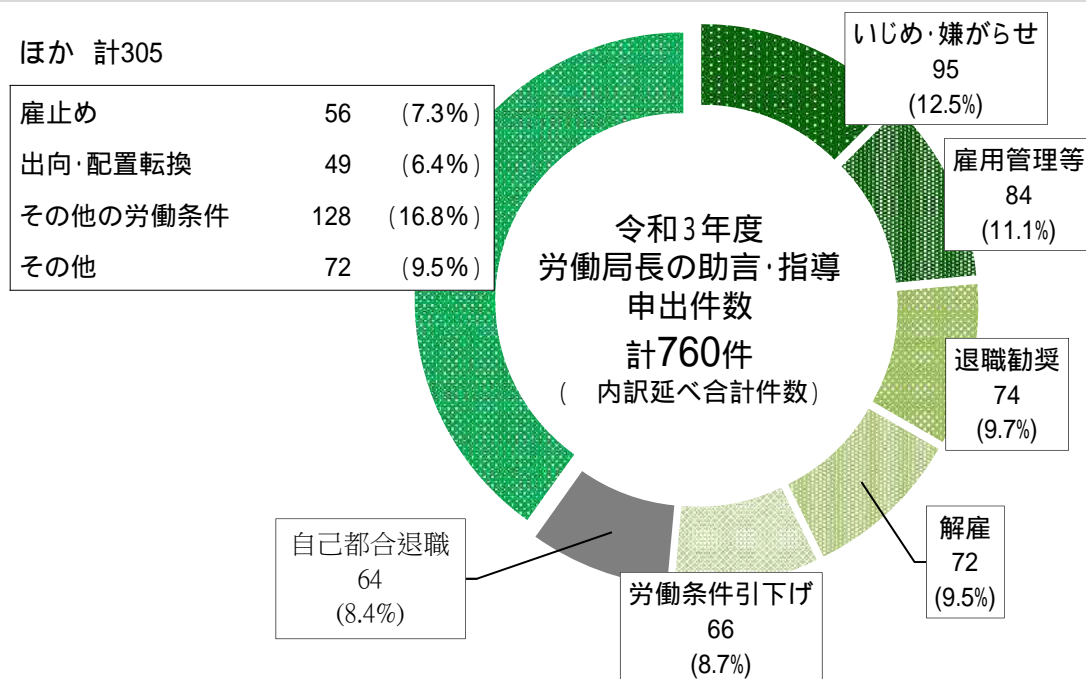
( )内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 ( 合計件数 ) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

## 2 都道府県労働局長による助言・指導

### (1) 申出件数の推移



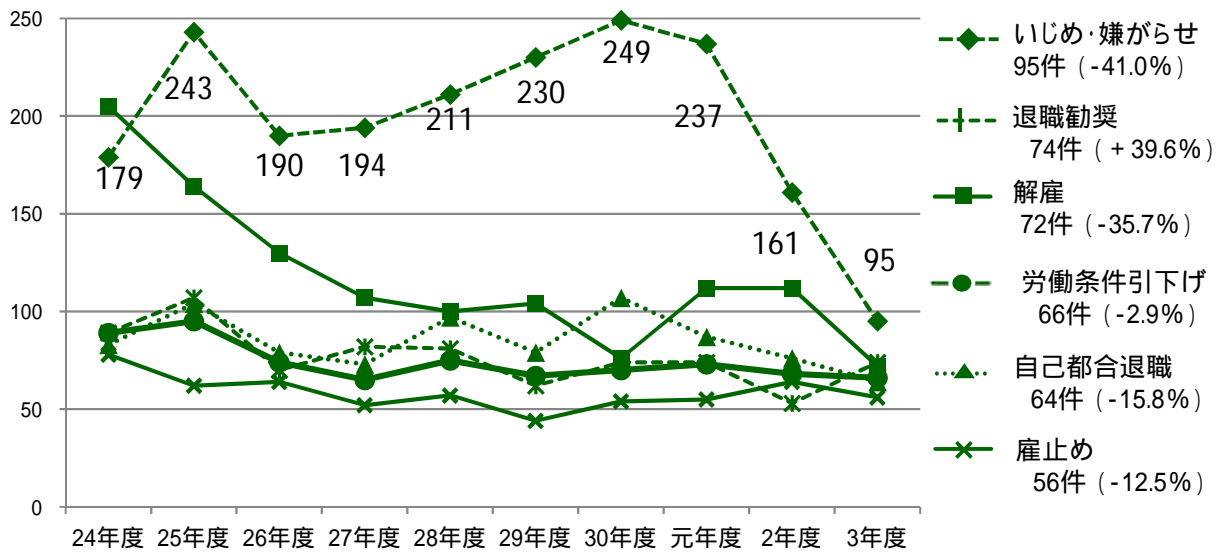
### (2) 申出内容別の件数



( )内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

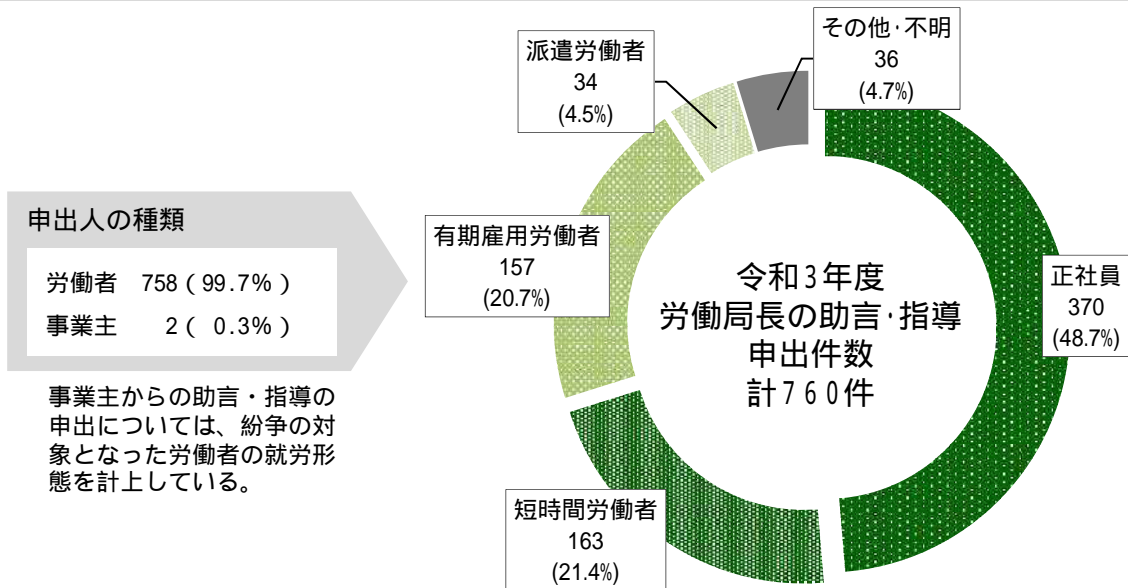


### ( 3 ) 主な申出内容別の件数推移 ( 10年間 )



( )内は対前年度比。

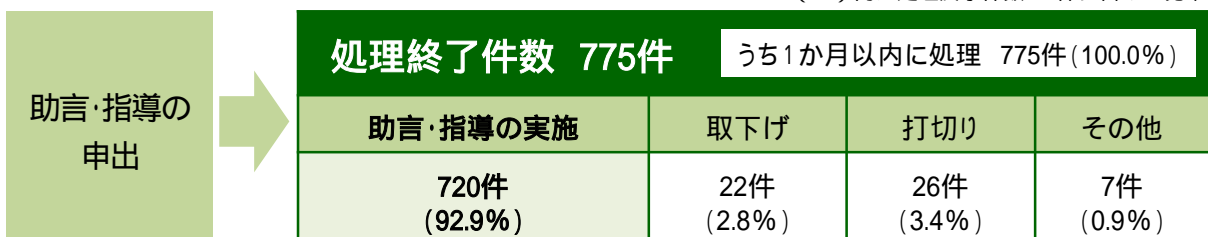
### ( 4 ) 就労形態別の申出件数



( )内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

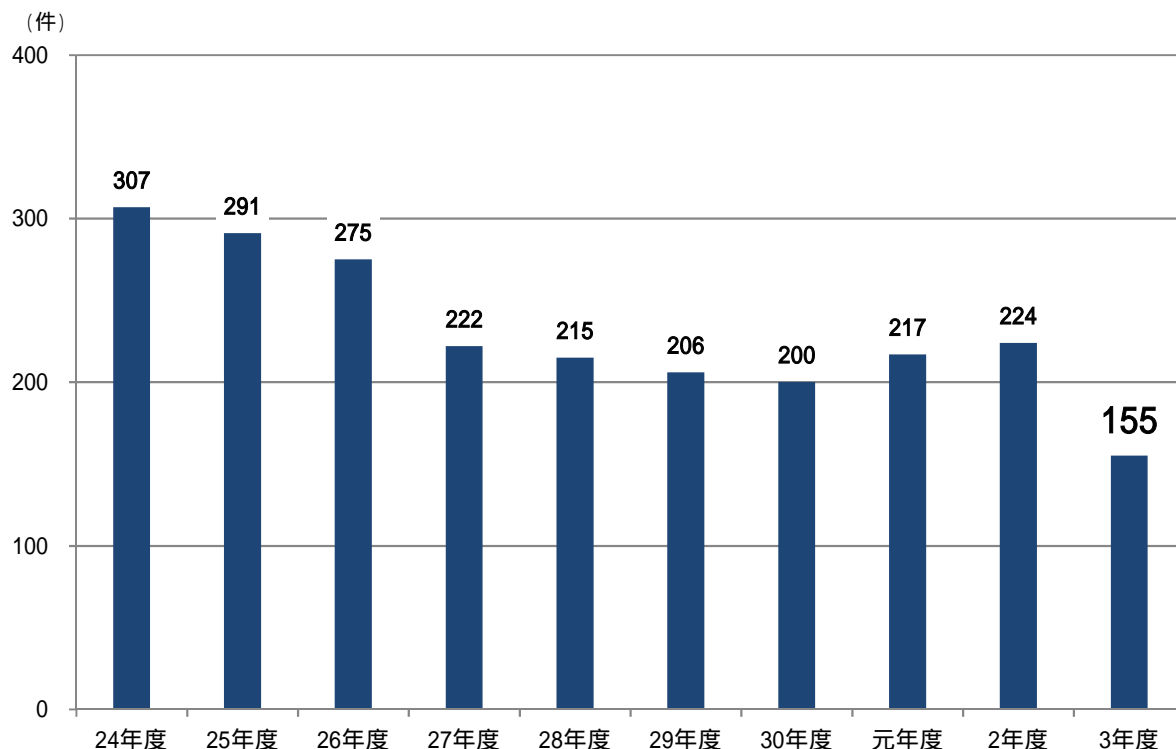
### ( 5 ) 助言・指導の流れ及び処理状況

( )内は処理終了件数775件に占める比率

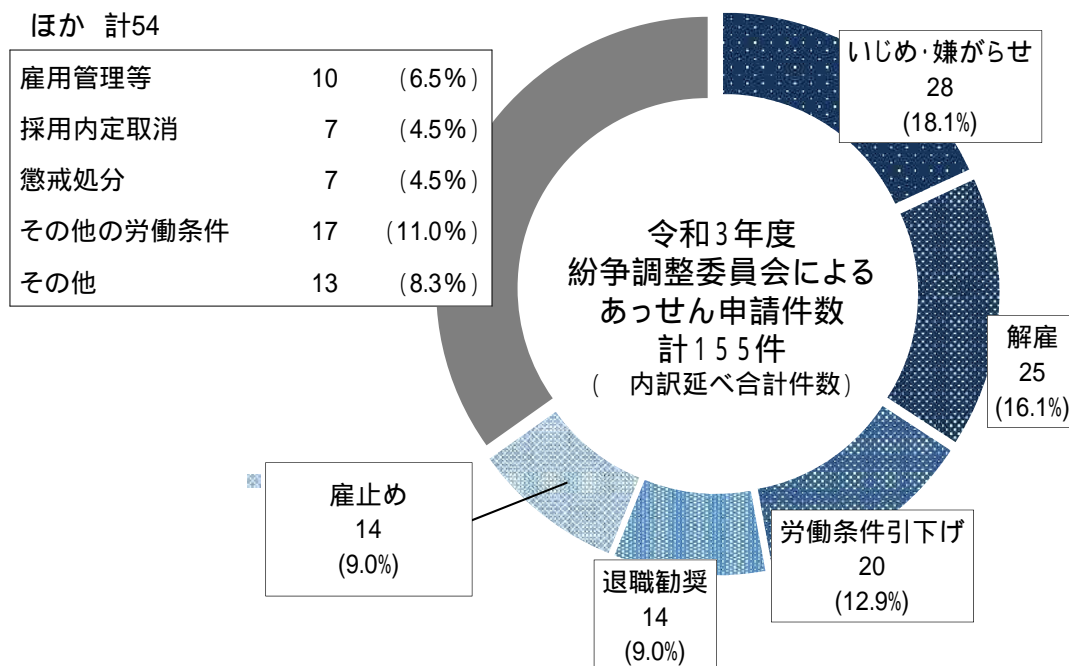


### 3 紛争調整委員会によるあっせん

#### (1) 申請件数の推移

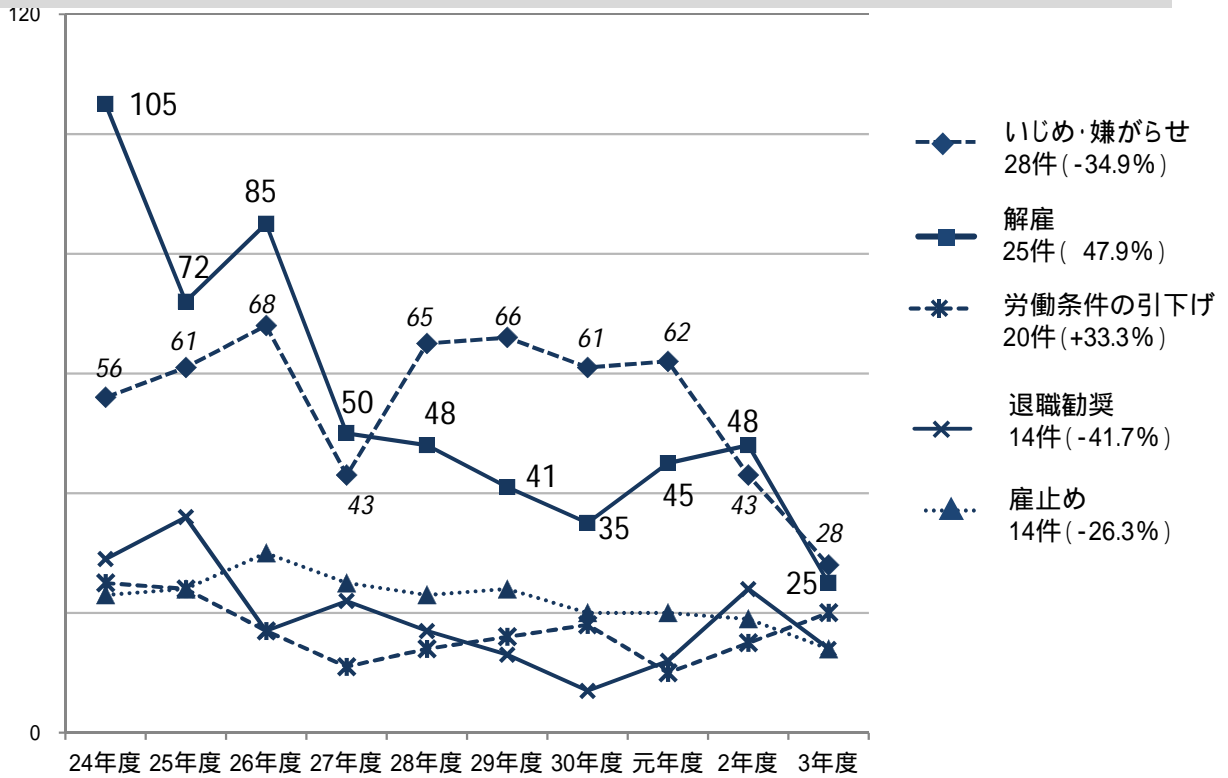


#### (2) 申請内容別の件数



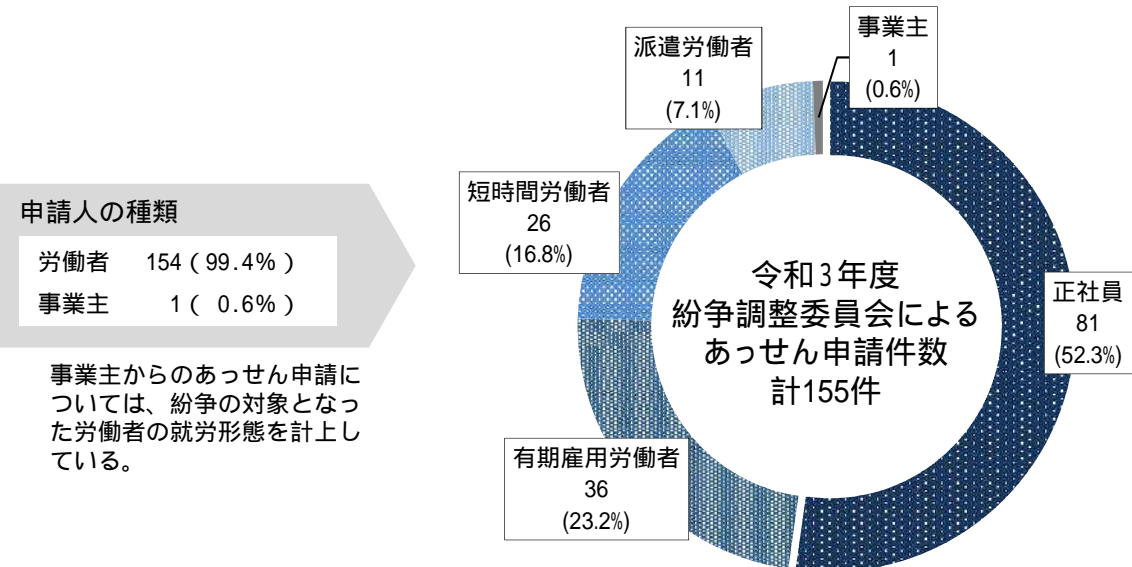
( )内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したもの。

### ( 3 ) 主な申請内容別の件数推移 ( 10年間 )



( )内は対前年度比。

### ( 4 ) 就労形態別の申請件数



#### 申請人の種類

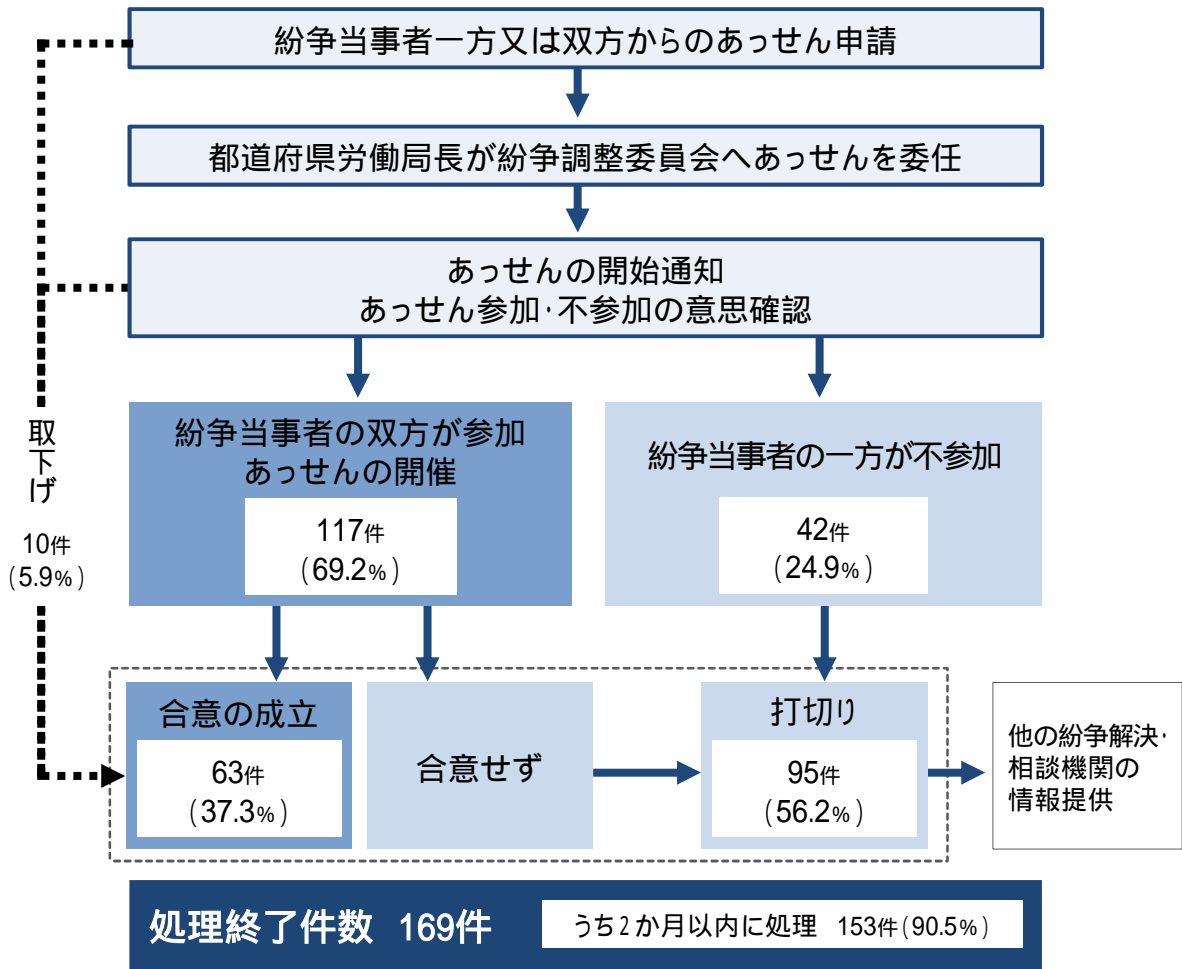
労働者	154 ( 99.4% )
事業主	1 ( 0.6% )

事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

( )内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 ( 合計件数 ) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。  
事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

## ( 5 ) あっせん手続きの流れ及び処理状況

( )内は処理終了件数169件に占める比率



# 4 令和3年度個別労働紛争解決制度 総括表

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

<b>1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談の件数</b>				47,494件
<b>相談者の種類</b>				
労働者	27,853件	事業主	15,236件	その他 4,405件
<b>2 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数</b>				11,883件
<b>(1) 相談者の種類</b>				
労働者	10,308件	事業主	1,050件	その他 525件
<b>(2) 紛争の内容 (内訳が複数にまたがる事案もあるため、計は総数とは一致しない。)</b>				
普通解雇	840件	整理解雇	162件	懲戒解雇 194件
労働条件引下げ(賃金)	752件	労働条件引下げ(退職金)	87件	労働条件引下げ(他) 554件
出向・配置転換	499件	退職勧奨	1,195件	懲戒処分 232件
採用内定取消	129件	雇止め	849件	昇給・昇格 54件
自己都合退職	1,402件	その他の労働条件	1,083件	募集・採用 158件
定年・年齢差別	68件	雇用管理改善等	791件	労働契約の承継 26件
いじめ・嫌がらせ	2,692件	教育訓練	20件	人事評価 111件
賠償	340件	その他	1,113件	
<b>3 都道府県労働局長による助言・指導の件数</b>				
<b>(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数</b>				760件
【紛争の内容】				
普通解雇:	59件	整理解雇:	6件	懲戒解雇: 7件
労働条件引下げ(賃金):	35件	労働条件引下げ(退職金):	2件	労働条件引下げ(他): 29件
出向・配置転換:	49件	退職勧奨:	74件	懲戒処分: 16件
採用内定取消:	15件	雇止め:	56件	昇給・昇格: 4件
自己都合退職:	64件	その他の労働条件:	128件	募集・採用: 8件
定年・年齢差別:	1件	雇用管理改善等:	84件	労働契約の承継: 1件
いじめ・嫌がらせ:	95件	教育訓練:	1件	人事評価: 1件
賠償:	10件	その他:	15件	
<b>(2) 助言・指導の手続を終了した件数</b>				775件
解決したもの 416件				
【終了区分】				
助言を実施:	720件	指導を実施:	0件	取下げ: 22件
打切り:	26件	制度対象外事案:	4件	その他: 3件
<b>4 紛争調整委員会によるあっせんの件数</b>				
<b>(1) あっせんの申請の受理を行った件数</b>				155件
【紛争の内容】				
普通解雇:	18件	整理解雇:	4件	懲戒解雇: 3件
労働条件引下げ(賃金):	7件	労働条件引下げ(退職金):	1件	労働条件引下げ(他): 12件
在籍出向・配置転換:	4件	退職勧奨:	14件	懲戒処分: 7件
採用内定取消:	7件	雇止め:	14件	昇給・昇格: 0件
自己都合退職:	2件	その他の労働条件:	17件	定年・年齢差別: 0件
雇用管理改善等:	10件	労働契約の承継:	0件	いじめ・嫌がらせ: 28件
教育訓練:	0件	人事評価:	2件	賠償: 5件
その他:	0件			
<b>(2) あっせんの手続を終了した件数</b>				169件
あっせんを開催したもの 117件				
解決したもの 63件				
【終了区分】				
当事者間の合意の成立:	63件	申請の取下げ:	10件	打切り: 95件
制度対象外事案:	0件	その他:	1件	

## 5 都道府県別の件数一覧

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

労働局	総合労働 相談 件数	民事上の 個別労働紛争 相談 件数	労働局長による 助言・指導 申出 件数	紛争調整委員会による あっせん 申請 件数
1 北海道	39,801	9,217	262	178
2 青森	9,276	2,751	72	38
3 岩手	11,036	3,527	62	32
4 宮城	22,464	6,096	238	69
5 秋田	8,965	2,779	56	29
6 山形	10,212	2,792	92	15
7 福島	16,142	5,754	44	63
8 茨城	23,566	5,838	221	123
9 栃木	12,704	3,598	85	49
10 群馬	20,397	6,073	92	45
11 埼玉	54,552	10,834	474	134
12 千葉	56,877	9,206	513	135
13 東京都	172,047	27,142	316	651
14 神奈川県	66,522	15,899	376	258
15 新潟	17,124	5,053	153	39
16 富山	10,714	2,898	53	12
17 石川	11,151	3,230	109	38
18 福井	9,489	2,328	32	37
19 山梨	7,627	1,369	69	12
20 長野	21,469	6,680	100	84
21 岐阜	20,123	3,731	50	52
22 静岡	33,511	6,534	478	141
23 愛知	90,499	17,172	645	249
24 三重	17,178	4,233	118	54
25 滋賀	14,162	3,373	193	44
26 京都	25,656	8,460	160	40
27 大阪	140,957	27,747	732	303
28 兵庫	47,494	11,883	760	155
29 奈良	11,790	2,380	82	71
30 和歌山	8,324	2,342	60	25
31 鳥取	6,588	2,234	45	18
32 島根	7,623	1,807	41	24
33 岡山	15,481	4,411	120	41
34 広島	26,798	6,290	164	67
35 山口	13,626	3,300	122	30
36 徳島	5,591	1,900	85	12
37 香川	9,325	1,982	45	6
38 愛媛	13,331	3,586	119	46
39 高知	5,509	1,634	31	6
40 福岡	43,872	12,551	237	73
41 佐賀	10,519	2,093	54	29
42 長崎	11,269	3,841	135	21
43 熊本	18,207	4,908	220	48
44 大分	8,592	3,293	68	7
45 宮崎	10,768	2,615	57	43
46 鹿児島	14,073	4,549	70	32
47 沖縄	9,578	2,226	174	82
合計	1,242,579	284,139	8,484	3,760

# 令和3年度における助言・指導及びあっせんの事例

## 助言・指導の例

事例 1	労働条件引下げに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は営業職で正社員として30年程勤務していたが、事業主から突然「賃金制度を見直す」と言われ、1か月の賃金額が10万円減少した。また、これまで使用していた営業車は使用禁止となり、自家用車で営業活動するように命じられた。申出人は、大幅に収入が減少し、自家用車の使用は負担が大きいことから、賃金制度を元に戻し減少した賃金の差額を支払うこと及び営業車を使用させることを求めて助言を申し出たもの。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>事業主に対して、労働契約を変更する場合には双方の合意が必要であると労働契約法第8条に定められていることを説明したところ、事業主より「知らなかった」との回答があったため、同法の資料を送付し、同法の趣旨や内容を踏まえて当事者間で話し合うよう助言を行った。</p> <p>助言に基づき話し合いが行われた結果、賃金制度は元に戻り、これまでの差額についても半分が支払われた。また、営業車も使用できることになった。</p>

事例 2	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は中小企業で働く正社員であるが、上司から賞与の際に「お前にはもったいない」と言われるなど人格否定するような発言が繰り返された。</p> <p>また、上司からマスクを外して「コロナをうつすぞ」と言われる等の嫌がらせを受けたりもした。さらには、退職届の提出を要求されるようになった。</p> <p>申出人は、上司のこのような行為を止めさせ、職場環境の改善と継続雇用を求めて助言を申し出たもの。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>事業主に対し、労働施策総合推進法でパワハラ防止の事業主の義務及び責務が定められていることを説明し、同法の趣旨や内容を踏まえて当事者間で話し合うよう助言を行った。</p> <p>助言に基づき話し合いが行われた結果、上司からの暴言は収まり、退職勧奨も受けなくなった。職場環境は改善され申出人は勤務を継続することとなった。</p>

## あっせんの例

事例 1	労働条件引下げに係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、事業主から、業績不振を理由に1日の労働時間が短縮された。年月が経過して、労働時間をさらに短くすると言われた。変更された労働時間数は社会保険の適用外となり、大幅に収入が減り生活が維持できなくなることから、申請人は、社会保険が適用される労働時間数で雇用の継続を希望したが、事業主は拒否した。</p> <p>このため、申請人は、事業主に対して、社会保険の適用の労働時間数での雇用の継続を求めるが、それが出来ないのであれば、経済的損失等に対する補償として、100万円の支払いを求めて、あっせん申請したものの。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>事業主は、コロナ禍で赤字に陥り、半数の正社員の労働時間を短縮しており、申請人の要求に応じることはできないと主張した。</p> <p>これに対し、申請人は、要求した条件での雇用ができないのであれば雇用の継続は希望しないが、経済的損失等に対する補償として100万円の支払いを求めたいと主張した。</p> <p>あっせん委員が当事者双方から事情を聞き取り、調整したところ、事業主が解決金を支払う意思を示し、70万円を支払うことで合意が成立した。</p>
事例 2	解雇に係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、正社員として担当業務に従事していたが、人手不足から残業が月100時間に及ぶこともあった。さらに、業務負担の大きい長時間労働が常態化している部署へ異動を命じられたため、異動を断ったところ、短期間に解雇が決定され解雇通知を受けた。</p> <p>申請人は、解雇されたことに納得できず、精神的苦痛、経済的な損失に対する補償として3か月分の賃金相当額を求めたいとしてあっせん申請したものの。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>事業主は、増員や労働時間の配慮について説明したが、理解が得られなかったと主張する一方で、紛争の長期化は避けたいとの意向を示し、あっせんでの解決を希望した。</p> <p>あっせん委員が調整した結果、申請人が解雇を受け入れ、事業主が申請人に解決金として50万円支払うことで合意が成立し、解決した。</p>



# 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

## 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

## 2 概要

### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るよう努めなければならないものとする。

### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

# 兵庫県の最低賃金


参考資料 3

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額	発効日	兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	<b>960</b> 円	令和4年10月1日	

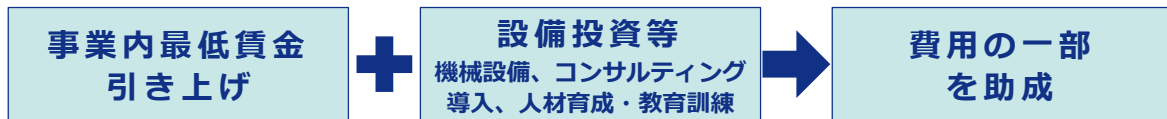
☆特定（産業別）最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	<b>1,000</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は随いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄鋼業	<b>1,024</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 軽易な運搬の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	<b>993</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札つけ、検数又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取換え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	<b>961</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は随いの業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取換え、選別、部品の差し、曲げ、切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	<b>1,034</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 塗装におけるマスキングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ 材料の送給、洗浄、取換え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	<b>963</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、随い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
自動車小売業	<b>963</b> 円 令和4年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。 (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 洗車又はワックスかけの業務 ハ 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務
繊維工業	<b>960</b> 円 兵庫県最低賃金 令和4年10月1日発効	※兵庫県最低賃金が、繊維工業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。	 最低賃金制度のマスコット チェックマン 特技：みんなの最低賃金の暗算
各種商品小売業	<b>960</b> 円 兵庫県最低賃金 令和4年10月1日発効	※兵庫県最低賃金が、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。	

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により <b>利益率*</b> が前年同月に比べ <b>3%ポイント以上低下</b> した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 <b>15%</b> 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 <b>3年前まで</b> 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 <b>10人以上の助成上限額区分</b> を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 <b>定員7人以上又は車両本体価格200万円以下</b> 」

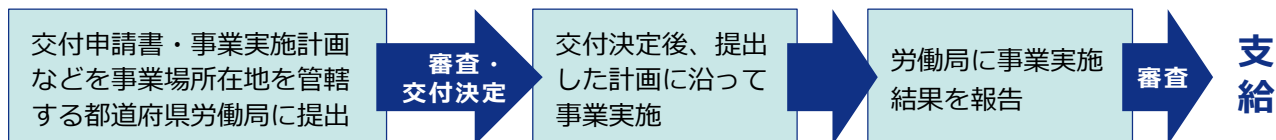
### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

## 助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	<b>令和5年1月31日まで</b>
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から <b>令和4年12月31日まで</b>

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後：令和3年4月から <b>[令和4年12月まで]</b> ※比較対象期間を2年前まで→ <b>3年前まで</b> に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

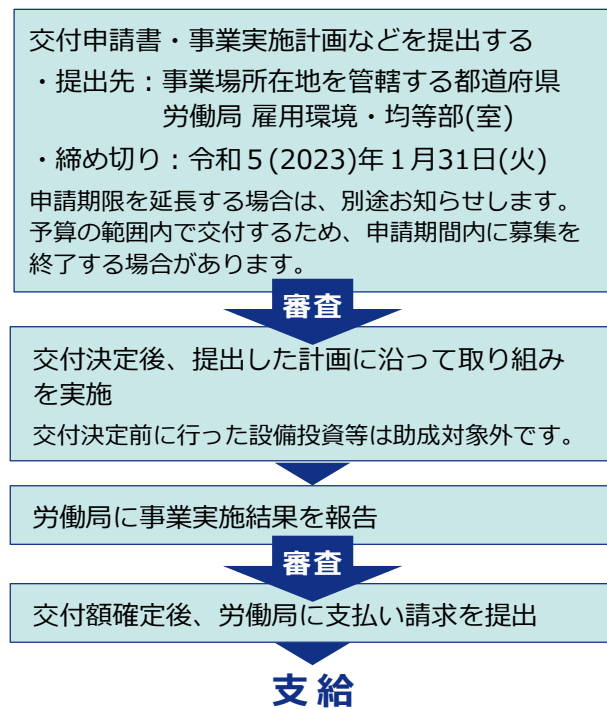
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**業務改善助成金コールセンター**

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です